

午前10時00分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第4号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○12番（猿渡久子君） 60分間で7項目通告しておりまして、大変欲張っていますので、どなたか30分ぐらい分けていただけるとありがたいと言いたいぐらいなのですが、60分で大変大事な項目ばかりですので、頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、教育行政の一つ目として、部活動などのバスへの補助金について。これは、2年前とことしと相次いで高校野球の際に交通事故がありました。2年前には高校生が、ことしは監督が命を落としてしまう、そして多くの部員の皆さんがけがをするという大変痛ましい交通事故がありまして、2年前にも私は、この教訓を生かさないといけないのではないかとということで質問をした経緯があります。ことしの10月から県の教育委員会の方で補助事業が始まりましたが、この県の補助事業について、まず内容を、どういうものか説明をしてください。

○別府商業高等学校事務長（安部恵喜君） お答えをさせていただきます。

まず、県教育委員会では、県立学校の部活動における生徒輸送の安全対策について方針を出しております。その方針の具体的な安全対策といたしまして、安心・安全な学校部活動支援事業を設置いたしております。その内容でございますが、公式大会に参加するときの中型自動車、または大型自動車による長距離の生徒輸送を行う場合は、運転に専念できる運転者の配置を義務づけまして、その運転委託に要する経費、または旅客自動車運送業者から中型自動車、もしくは大型自動車を借り上げる経費の人件費分の補助を行うとあります。補助率といたしましては、公式試合、公式大会で片道30キロ以上の長距離であれば人件費の3分の2を負担いたします。補助の上限は1日当たり2万円となっております。

○12番（猿渡久子君） では、別府商業高校の現状はどのように対応しているのか、教えてください。

○別府商業高等学校事務長（安部恵喜君） お答えいたします。

別府商業高校では、現在、保護者会所有のマイクロバス1台を本校で管理しております。部活動での大会や合宿等の生徒移動の際に利用している現状であります。また、その場合の運転手の実態としましても、そのほとんどが大型免許を取得しており、なおかつ県の教育委員会が主催しております学校管理自動車安全運転講習会に参加し、登録された部活動担当の先生、現在9名本校ではおりますが、その先生方が運転を行っております。

過去3年間の公式大会でのマイクロバスの利用状況を申しますと、平成21年度が63大会、22年度が34大会、本年度の10月末現在では23大会となっております。

○12番（猿渡久子君） 実際に先生方が運転をしていく回数が非常に多い状況にあると思います。そういう中で県の事業は非常にありがたい事業で、県立高校が対象ということで、別府市としても独自にこのような県の制度に準じた制度を設けるべきかと思いますが、そのお考えはないでしょうか。

○別府商業高等学校事務長（安部恵喜君） お答えいたします。

本校といたしましても、生徒輸送に関して安全で安心でなければならないということは、最も重要視しなければならないことでありまして、また当然のことと認識しております。大分県内の同じ公立の学校としまして、同じように補助制度を設けるべきだと考えております。県のこの制度に準じた形で実施できるよう、県の状況を把握するとともに、関係各課と十分協議しまして進めてまいりたいというふうに思っております。

○12番(猿渡久子君) ぜひ新年度から実施できるように、よろしくお願いをしたいと思います。

中学校の方は、聞きましたら、県大会に約123万、九州大会、全国大会で350万の補助がある。出場費や公共交通の交通費として、また宿泊費も含めた補助があるというふうにお聞きしていますし、公共交通を利用するように働きかけている、先生たちの運転は一切していない。先生たちが運転して子どもたちを乗せるということは一切していないということです。別商の方でそういう制度をつくるように、よろしくお願いをいたします。

では、次の2番目の問題、学校などのエアコン・扇風機の設置について。

これは、私は一貫して求めてきまして、9月の議会で、普通教室すべてに扇風機を設置するという予算が可決をされました。この教育委員会の努力にお礼を申し上げたいと思います。ありがたいと思っています。しかしながら、まだ特別教室は扇風機もないという状況です。その点で以前温度調査、教室の温度調査を求めました。その温度調査の結果が出ていますので、簡潔に温度調査の結果について報告をしていただきたいと思います。

○教育総務課参事(井上 忍君) お答えいたします。

教室の室温調査は、ことしの7月と9月で、授業のありました28日から33日間、市内四つの幼稚園、四つの小学校、三つの中学校の計11校を抽出し調査いたしました。文部科学省では、教室内の室温は10度以上30度以下が望ましいと示されております。その調査期間中、学校環境衛生基準を上回る31度以上であった日数が最も多い学校では24日間、最も少ない学校は1日で、平均は約10日でありました。また、期間中の最高気温は36度でありました。

○12番(猿渡久子君) 私たち、毎年10月ごろに国の方に出かけていきます。政府レクチャーという形で国の文科省や厚労省やいろいろな省庁に見解を求めたり資料をいただいたりする機会があります。共産党の県会議員などと一緒に行くわけですが、そのときにも、今答弁にもありました学校環境衛生基準の資料もいただいています。今言われましたように10度以上30度以下であることが望ましいというふうになっています。今の調査は、学校の中で一番熱いと思われる、気温が高いと思われる教室で測定をしたということなのですが、31度以上であった日数が最も多い学校では24日あったというのです。28日から33日の調査のうちで24日あったというのは、本当に劣悪な環境だと言わなければならない。これは授業があっている日ですからね、夏休みを除いて調査しているわけです。ですから、さらに学校の子どもたちがきちんと学べる環境を整えていく、快適な環境の中で学習できるようにしていくということは大事なことだと思います。今後、また残された教室に扇風機を設置する、そして、将来的にはエアコンの設置も大事になってくると思います。そのときに将来を見越してやはり太陽光発電と組み合わせたエアコンというふうな形になっていこうと思うのです。そういうことを見越して大規模改修を行う際には強度の問題も関係してきますので、そのようなことも見越して今後施設の整備をしていっていただきたいと思うわけです。

その政府レクチャー、ことしは10月19日から20日の2日間行ったのですが、文科省の方から大規模改修とは別にエアコンの設置、単独で3分の1の補助が出る、補助対象になる。最高限度額が1校当たり400万から2億というような資料もいただいています。それはもう教育委員会としても持っている資料ですね。そういうこともありますので、その辺を踏まえて今後ぜひお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長(豊永健司君) お答えいたします。

御指摘いただきましたように、子どもたちの学校環境の整備は重要なことであるという

ことは、十分認識いたしております。今御指摘ありましたように、エコスクールの整備も必要だということも考えております。今後とも鋭意努力していきたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） よろしく願いいたします。

では、二つ目の項目、児童館・子育て支援センターについてということで通告をしております。

これは、児童虐待で4歳の男の子が亡くなるという大変痛ましい事件があり、本当に残念でならないわけです。この件が明らかになる前にこの一般質問の通告が締め切られておりますので、この事件を想定せずに通告した質問ですけれども、大変大事な問題ですので、やはりこのようなことを二度と繰り返さない、そのためには児童館・子育て支援センター、どういう役割を果たしていったらいいのかという観点から質問をしていきたいと思っております。

結論から言いますと、私が思いますのは、やはり行政と地域とが一体になって力を合わせて取り組んでいく、その地域の中の子育ての力、子育てのネットワークをどうやってつくっていくか。そのために行政がしっかり役割を果たしていくことが大事ではないかと思うわけです。これは、幅広い分野に共通した問題だと思うのですが、私は児童館をつくる運動にも携わってきましたけれども、児童館って一体何なのかというのをもう一度見直し、勉強し直してみたのですが、やはり児童館独自の役割、あるいはまた子育て支援センターなら子育て支援センター独自の役割というのをしっかり認識して、その役割を果たしていくためにどうするのかという観点が要すると思うのですね。

児童館というのは、地域の福祉を推進するための施設だという位置づけというのは言われています。地域全体が事業の対象になるのだ、地域の子育てのネットワークをつくる核になる施設だというふうに私はずっと思っているわけですが、児童館の役割として3点が言われています。一つ目に遊びを通じた子どもの健全育成、二つ目に子育て家庭への支援、三つ目に地域の子育ての環境づくり、こういう役割がある。そのために児童館には児童厚生員という職員さんがいますけれども、その児童厚生員がどういう役割を果たしていくかというのが非常に大事だと思っています。今も別府の児童館あるいは子育て支援センターも地域の中に入って行って随分活動されていると思うのですね。地域のいろんな行事に行きますと、先生たちによく出会いますね。いいことだなと思っています。

また、例えばこれは南部の子育て支援センターでもらってきたチラシですが、かめさんサークルという育児サークルをお母さんたちがつくっていて、自分たちでこういうチラシもつくってクリスマス会をする、忘年会を兼ねてみんなでパーティーしようということで企画をして、自分たちでお母さんたちが企画をして、チラシも手づくりでつくって、先生たちに、ちょっとこれコピーしてくださいというような格好でやっているというのですね。このような自発的な取り組みを今後さらに広げていくということが私は大事だと思うのです。何と云うのですか、児童館あるいは子育て支援センターができたことで子ども会とか、あるいは子どもにかかわるいろんな団体が、私たちはもうしなくていいわ、先生たちにお任せしておけばいいわとなってしまうたら、逆効果だと思うのですよね。児童館があること、子育て支援センターがあることで子どもにかかわるいろんな団体が活動しやすくなった、活発に活動できるようになった、そして、それが地域に大いに活動が広がっていくというようなことが大事だというふうに思っています。

そういう役割を果たしていくために一つ私が思うのは、今、児童厚生員さんは非常勤の方ですよね、ほとんど。今から退職者が出ていきますね、保育所の保育士さんたちが。保育所等、異動はもちろんあっていいと思うのですよ。異動をすることも大事だけれども、児童厚生員としてのプロフェッショナルとして、児童厚生員の正職員を雇う、正職員の枠で児童厚生員を採用してプロフェッショナルとしてずっと児童館の役割を認識して、その

中で役割を果たしていく児童厚生員さんというのにも必要ではないかと思うのですが、その点を含めてどうでしょうか。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

現在、児童館には保育士のOB並びに児童厚生員の資格を持った非常勤の厚生員を配置しております。より専門的な知識を持った職員ということになりますと、どういう人が適当なのか、また現在の人員でその取り組みができないのか、そういうことを含めて今後検討していきたいというふうには思っております。

○12番（猿渡久子君）「福祉は人なり」ということが言われますけれども、やはり地域の中の子育ての力を育てていく、そのために児童厚生員の人たちがプロフェッショナルとしてしっかり専門性を発揮していく、そういう観点で頑張っていたいただきたいと思うのですね。そのためにはぜひ正職化ということも検討していただきたい。今、非常勤の若い方の中にも意欲のある方、能力のある方がたくさんいらっしゃると思います。また、ソーシャルワーカーとか児童相談所のOBとか、そういう専門家の方の力もいろんな形で借りていくとか、そういうことも考える必要があるかと思うのですね。

先進例としまして、地域のかかわりを持ちながらやっているところがあちこちたくさんあります。東京の北区では、PTAと児童館共催でイベントを行ったり、松山市では臨床心理士の講演や育児相談会を行ったり、別府でも移動児童館とか、出前児童館というようなことをやっていますけれども、松山市では移動児童館のための車も持っていて、移動図書館みたいな感じで車を持っていて、その移動児童館というのも公民館などに出かけて行って積極的に活動しているとか、東京中野区では、休館日に一定の条件を備えた団体に児童館を提供して、その育成団体による児童館を使つての自主開放事業、自主事業も行ったりとかしているところもありますし、母親クラブと連携した活動も全国で行われていますね。

児童虐待で言えば、世田谷区が児童虐待対策支援チームという、臨床心理士や児童相談所の経験者なども入ったチームをつくって、虐待を受けた子どもさんのフォローのために学生ボランティアの派遣事業なども行ったりしながら、早期発見や対応、再発防止に向けた取り組みを行っている、こういう事例もあります。このような先進地の事例に学んでぜひ取り組んでいただきたいと思うわけですが、あわせて、今後、中部地域に児童館・子育て支援センターをつくるということが、市長が公約をされていますので、その点もぜひ積極的に具体化を進めていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○次長兼児童家庭課長（伊藤慶典君） 中部地区への児童館・子育て支援センターの設置につきましては、現在、候補地等について検討させていただいている状況であります。

○12番（猿渡久子君） その新しい児童館・子育て支援センターについては、民間の力も借りるということも含めて検討をしていったらいいのではないかと思います。先ほどから言っています、地域の力を育てていくということは、子育ての分野だけではなくて、高齢者の問題や障がい者の問題や、あるいはまちづくり全体、観光なんかも含めて非常に大きな問題だと思うわけですが、そういう取り組みを強めていく中で、やはり児童虐待も未然に防いでいく、高齢者の虐待やいろいろな問題も未然に防いでいくということになっていくと思うのですね。そういう観点が大事かと思うのですが、部長のお考えはいかがでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（藤内宣幸君） お答えをいたします。

「無縁社会」と、こう言われる現状の中で地域の再生、いわゆるまちづくりは、行政の取り組みの中で重要な課題だというふうに我々は認識をしておるところでございます。とりわけ子育て支援の中で児童館のあり方、また子育て支援センターのあり方、児童館の本質とは何か、子育て支援センターの本質とは何かの視点から、積極的に地域との取り組み

がつながりを持つことは、重要な使命だというふうに考えておるところでございます。その視点からまた考えますと、親支援も考えた取り組みは重要なものだというふうに考えております。議員さんがおっしゃってございましたけれども、今その支援センター・児童館の取り組みについて再構築する時期だろうというふうに考えております。

- 12番（猿渡久子君） これまでも保育所や児童館・子育て支援センター、学校等々、その関係者の皆さんの努力で児童虐待を防いできた、未然に防いできた経験というのはたくさんあると思うのですが、現にこういう事件が起きて命を落としてしまったということは、本当に重く受けとめ、私自身も今後さらに勉強をしていきたいなというふうに思っています。

では、次の問題に移ります。

ワクチン接種・健診・医療費助成についての1番、ワクチンの無料接種について。これは現在、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、この三つの無料接種を行っていますが、これが、国の制度が23年度末、来年の3月までで切れる予定になっていると思うのですが、国に行ったときに私たちがこの件も、国の見解を聞いたり、ぜひ続けてもらいたいということも要望したりしたわけですが、国に向けて働きかけをして、ぜひ継続してもらいたいと思うわけですが、どうでしょうか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業は、平成22年度国の補正予算において実施が決定したのですが、議員さんがおっしゃいましたように、23年度までの事業となっております。24年度以降については現在のところ何も示されておりません。

本来、予防接種は国の責任においてなされるべきであります。また、有効性とともな安全面でも検証された正規の予防接種に位置づけられることが重要であると考えております。そこで、早期の定期接種化と、国において自治体負担の軽減のための十分な財政支援策を講じることなどを、大分県市長会を通しまして全国市長会より国に提言書が提出されております。

- 12番（猿渡久子君） ぜひ国が継続してもらいたいと思うわけですが、もし国の方が終了した場合に、市単独でもやはり続けていただきたい。大変ですが、そういうことが必要ではないかと思うわけですが、どうでしょうか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

疾病の予防、重症化の軽減を図ることでありまして、全額自己負担となると高額な費用を要するなど、事業実施の必要性は十分に認識しております。国の動向を見ながら、また県内市町村と情報交換などしながら検討していきたいと考えております。

- 12番（猿渡久子君） ぜひ、よろしく申し上げます。

そして、もう一つ、成人用の肺炎球菌の予防接種ですね、特に高齢者に対して。それが、杵築など県内でもやられているし、厚労省から聞いた状況では、全国で327の市区町村、全体の19%で何らかの形で独自の助成をやっている。これは平成22年3月から6月の調査ですから、これよりまだふえているのではないかと思いますけれども、こういう状況です。ぜひこれは別府市でも助成を考えてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

肺炎による死亡や重症化は、高齢になるほど増加をし、医療費への影響も大きいと考えられますが、予防接種法による位置づけをやはり優先すべきであると考えております。今後も健康診査や健康教室等保健事業の推進により健康意識の向上に努め、肺炎などの病気の予防に取り組んでいきたいと考えております。

- 12番（猿渡久子君） 県下でもかなりのところがやっていますので、ぜひ今後検討して

取り組んでいただきたいと思います。

もう一つの問題、医療費助成の充実については、これまでも繰り返し要望してきた問題です。ひとり親家庭と重度障がい者の医療費の窓口無料化、そして子どもの医療費助成制度の対象拡大。これは繰り返し答弁もいただいていますので、もう要望にとどめておきますが、先日も私は、お世話になっているある方に市役所で会いまして、「どうしたのですか」と言ったら、障がい者の医療費の手続きに見えているわけですね。体が悪い方ですから、重度障がい者ですから、わざわざ出かけてくるのも本当に大変です。車いすの方に聞いても、電動車いすで手続きに行っているとおっしゃっていました。やはり本当にこれは早く改善してもらいたいと思いますので、強く要望をしておきます。

次の問題に移ります。国民健康保険税の引き下げ・負担軽減について。

この問題は、もう毎回の議会で私たち日本共産党議員団が取り上げてきた問題です。これも政府レクチャーの際にも国の負担をふやすことについて厚労省の見解を聞きました。税と社会保障の一体改革ということが盛んに言われていますが、この中で平成24年度は2,200億円の国保に財政投入を打ち出しているというふうに厚労省の回答でした。やはり今本当に求められている、私たち昨年の市民アンケートを共産党市議団として行った際にも一番要求が強かった、要望が強かった問題です。大変大事な問題ですので、市長の見解をお聞きしたいと思うわけですが、まず今の状況からお聞きをします。

滞納世帯、短期保険証、資格証明書の状況、世帯数と割合について答弁をしてください。

○保険年金課参事（三口龍義君） お答えさせていただきます。

平成21年度滞納世帯数9,454世帯、42.3%、短期証交付世帯数3,365世帯、15.1%、資格証明書交付世帯数195世帯、0.9%、平成22年度滞納世帯数9,141世帯、40.6%、短期証交付世帯数3,243世帯、14.4%、資格証明書交付世帯数121世帯の0.5%となっております。平成23年度短期証交付世帯数3,160世帯、13.8%、資格証明書交付世帯数59世帯、0.3%となっております。

なお、滞納世帯数はまだ確定しておりません。

○12番（猿渡久子君） 今、滞納世帯数、平成21年度で42.3%と言いましたか。（「そのとおりでございます」と呼ぶ者あり）滞納世帯数が42.3%。これ、半数近い世帯が滞納しているという状況が、これは21年度ですけれども、今年度はまだ滞納世帯数は出ていないということだったのですけれども、こういう状況なのですね。これまでの答弁を踏まえて、そこからまた議論を進めていきたいと思うのです。この間、同じ答弁が3月議会、6月議会、9月議会と繰り返していますので、そこから発展させなければならないと思うのです。6月にも答弁がありましたけれども、今答弁があっているのは、賦課限度額の見直しを行う。今、最高額は69万ですね。これを上げるということですね。見直しを行うのとあわせて税率等の見直しを行いたい。重税感の高い中間所得層の負担軽減を図っていききたいということを過去に答弁をしていますね。この具体的な中身が答弁できますか。どのようなことを考えていますか。

○保険年金課長（俣田浩治君） お答えをさせていただきます。

まず最初に、先ほど参事が答弁いたしました滞納世帯数でございますが、これは滞納繰り越し分、これも含んだ延べ人員、延べ世帯数というふうに御理解ください。実際は現年度分だけでいけば20%台ということでございますので、補足させていただきます。

続きまして、今の御質問に対する答弁でございますが、具体的な進展ということでございます。これにつきましては最高限度額、これは9月議会でもお答えしたとおりなのですが、地方税法に比べまして2年間おくらしている、金額でいえば8万円差がついているということで、順次追いついていきたいというふうなことでございます。それに伴いましてといいますか、それとあわせて、中間所得層の負担軽減ということで、これにつ

きましては、まだ現在決算見込み等々を試算している状況でございます。これに基づきまして、今10通りぐらいの試算を出しておるところでございます。これに基づきまして内部協議それから運営協議会等に諮って行って、よい方向を見つけ出していきたいというふうに考えております。

- 12番（猿渡久子君） 他市は、今最高限度額が77万ですよね。だから、今の別府の69万を77万に上げる——所得の高い方については——ということが考えられているということだと思えるのですけれども、そこを上げて、その分で300万とか、そういう所得の方の負担が今重いので、その辺の負担を軽くしたいということなのですから、そういう課の努力は評価をしたいと思うのです。一生懸命どうやったら下げられるか、どうやったら負担を軽くできるかということ、課としては考えて努力をしているというふうに思うのです。77万に上がるというのもまた大変な問題ですから、そこら辺苦労されているわけですよ。あとはやはり市長の決断だと思うのです。市長が選挙のときに公約されていますね、国保税の負担を軽くしたいと。それは今もホームページにもマニフェストとして載っています。今も別府市のホームページで見ることができますね。その公約にどうこたえていくか。やはり最高限度額を引き上げて、その分で下げるといっても、その程度でお茶を濁したら困りますよということを、9月の議会でも共産党の議員団長の平野さんが言いましたけれども、やはりそれでは本当に市民の皆さんが下がった、市長が公約して、その公約に期待をしたのだけれども、そのおかげで下がったという本当に実感できるかということ、そこまではなかなかいかないのではないかと思います。私は、市長の見解を求める前に、埼玉県蕨市の状況を若干紹介をしたいと思います。

私は、昨年、1年ほど前に蕨市に行ってきました、改めて今回、現在の状況も電話でお聞きをしました。蕨市は、人口が7万1,000余りの市で、共産党員の市長さんがことし6月に再選をされています。ここのホームページで出てくるのですけれども、所得が346万の夫婦と子ども2人の4人世帯で国保税が35万1,200円、これが蕨市の国保税の額です。大体同じぐらいの別府の国保税がどうなっているのかといいますと、単純に比較できるかどうかという話もありますが、300万の夫婦と子ども2人、4人世帯で54万800円。300万の夫婦2人世帯でも、こっちの方が高いのですよね、36万6,600円なのです。では、蕨市がいろんな財政状況があるでしょうけれども、どうやってこの額35万にしているかといいますと、一般会計は200億規模なのです。そういう中で一般会計からの繰り入れを毎年10億近くやっているという。予算でいうと10億を超える。22年度も予算では12億5,000万を繰り入れるという予算なのです。決算段階になると10億ちょっと下回る。決算では22年度で8億300万繰り入れをしています。これは法定内の繰り入れも入っているのですよ。法定外だけでどれだけですかと聞いたら、それが4億9,200万というのですよ。毎年ですよ、毎年5億余りの法定外の繰り入れをやっているのです。これは、市長さんが国保税を上げないということを公約して、上げないためにどうするかということで医療費にかかる国保税で足りない分を全部一般会計から繰り入れるということが続けてきている。だから、赤字はと聞いたら、「赤字という認識は私たちにはないです」と言われました。そういう努力をされているのです。

そういう中で、本当にやっぱり市長の姿勢というのが大事だと思うのです。課の段階でできる努力はここまでなのです。だから、あとは一般会計からどれだけ入れるのか。これだけ入れて下げなさいという市長の政治判断にかかっていると思うわけですが、市長、いかがでしょうか。

- 保険年金課長（俣田浩治君） お答えをさせていただきます。

今、蕨市のお話が出まして、先日、議員さんの方からも指摘を受けまして、うちの方も少し調べてみました。確かに保険税、比較しますと別府市の方が高うございます。ただ、

ここにつきましては、蕨市につきましては資産割という固定資産に対する部分の課税も含まれておりますので、直接的な比較はちょっと難しいかなというところがあります。

それと、国保税自体がやはり医療費ベースで物事を考えなければいけないという部分で、蕨市の場合、1人当たりの医療費、これが25万円でございます、別府市の場合が33万円ということで、医療費から考えたときに別府市はやはり非常に医療費が高かかっているということで、必然的に国保税が大きくならざるを得ない部分があるかというふうに考えてございます。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

別府市といたしましても、大変厳しい財政状況の中、財政の安定化支援事業の繰出金、これを平成21年度から増額をさせていただいて国保会計の改善を図ってまいりました。累積赤字も3億2,000万まで減少してきたところでございます。しかし、それでもまだ3億2,000万の赤字があるということでございまして、この累積赤字の解消といういわゆる国保会計の最優先事項、このこととあわせて国保の広域化の実現という将来を見通す中で一般会計からの繰出金、これは法定外の繰り出しも含めまして、今後とも、公約に上げましたように市民の皆様の負担が少しでも軽減できる方向で議会、さらには国保の運営協議会の意見を十分に聞きながら、適切に判断をしてまいりたい、このように思っています。

○12番（猿渡久子君） 今まで一般会計からの繰り出しも含めて検討すると繰り返し答弁があつているので、それを踏まえて協議をした結果どうなったのですかというのを聞きたいのですね。市長が公約をされてなければ別ですけれども、市長が選挙で公約をされた時点でそれなりの覚悟とお考えがあつて公約をされたというふうに考えています。

先ほどちょっと紹介しました蕨市の頼高市長、状況が違うというのはあると思うので、単純に比較はできないと思いますよということを前置きして私は紹介したのですけれども、蕨市の頼高市長は、市長退職金を50%カットし、給与を30%カットする。また、小学校全学年で35人学級を実現するというのを公約してございまして、1年生、2年生は県でやっているの、23年度から市独自で3年生、4年生、5年生の35人学級を実施するというふうなことを次々やっていて、4年間で市長マニフェスト23項目中、実施をしているのが14項目、一部実施・着手が8項目、合わせて95%が実現・着手ということがホームページでも見られます。

市長が、やはり市民の一番切実な願いである国保税の負担を軽くしてほしい、そうでないと暮らしていけない、この声に本当にこたえるために、今こそ一般会計からの繰り入れを大幅にふやすということを決断すべきだと思うのです。運営協議会に諮ると言いますが、運営協議会に諮るときにも市の方針を示して、事務局案として提案をして、それについて審議をしていただくという方向でしょう。ですから、やはりそこは市長が決断をしないとできない問題なのです。課としては努力していただいているけれども、それ以上は無理でしょう、これ以上どうするかということは。ですから、本当に今が市長が決断すべきだと思いますよ。私たちは、3億2,000万の赤字を一般会計から一回繰り入れて、赤字を解消して引き下げという方法もあるでしょうというふうに言ってきました。もう一度市長の答弁をお願いいたします。

○市長（浜田 博君） 繰り返し答弁、同じような答弁になるかと思いますが、3億2,000万の赤字を一気に解決するのか、年次計画的に図っていくのか、そのことも含めてしっかり法定外の繰り出しも、思い切った繰り出しをやりながら頑張っていきたい、この思いは同じであります。

○12番（猿渡久子君） だからその方向性を、私は今示さないと、運営協議会にどういう方向で審議していただくのかという段階でしょう。ですから、その回答をきょう、いただ

けるのかと思って期待をしていたのですけれども、何年計画でやるとか、いろんな考え方はあろうかと思うのですね。その点ちょっと具体的にもう少し市長のお考えを聞かせていただけませんか。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

先ほどから一般会計からの繰り出しということで、そこら辺に集約されているようにありますけれども、一般会計の方も特別今、財政の健全化ということで進めておりますが、黒字がずっと続いているわけではありませんし、今後、将来の一般会計部分における扶助費の増加、そういったものにも対応しなければなりません。それから経済対策、こういったものにもトータル的に対応しておりますので、一般会計に無尽蔵に財源があるわけではありませんので、その辺を特別会計、国保会計と調整しながら判断をさせていただきたいと考えております。（「きのうの市長の夢はどうなるのか」と呼ぶ者あり）

○12番（猿渡久子君） その辺があるから検討すると言ってきたのでしょうか。その検討した結果を今やはりもう示す時期ではないのですかと言っているのですよ、私が言っているのは。ですから、もうここでどうしても市長がその具体的なお考えをおっしゃれないというのでしたら、その運営協議会までにやはりそこら辺をどの程度今年度入れるのかということを示していただいて、どういう形で具体的に下げていくのか、具体化を示さないといけないと思います。その点強く要望しておきます。やはり選挙で公約をしたことについて責任を持つということをしかり取り組んでいただきたいと思うわけです。

では、次の問題に移ります。

だれもが安心・安全に暮らす別府市条例について。

これは、別府でも大きな運動になっていますが、私は、これの先進地であります千葉県に行ってきました。10月21日に民間主導で取り組んでいる全国初の県条例ができました。今、千葉県、北海道、岩手県、熊本県、さいたま市がすでに制定をしていますけれども、千葉県の経験は大いに学ぶところがあるなというふうに思いました。いろいろな差別に当たる事例を募集して、800を超える事例の一つ一つについて研究会で検討したり、市町村や関係団体のヒアリングを行ったりタウンミーティングを行ったりという取り組みを行って条例制定したわけですね。その経験を書いた本も読ませていただきましたし、DVDも見まして、DVDをいただいて帰って部長や課長にも見ていただいたり、コピーもしていただいたりしたのですけれども、その中で私がとても印象的だったのは、最初は委員会の中にいろんな障がいを抱えている方、またその家族の方が入っているそのときに、自分の障害が、みずからの障害がどれだけ社会から理不尽な目に遭っているか、どれだけつらい思いをしてきたかということをお互いに主張し合う、そういう場面が多かった。しかし、やっぱりそれを半年ぐらいずっと議論を重ねる中で、お互いの困難を認め合う、共有し合う、理解し合うというふうに変っていったということが非常に印象的だったのです。そのきっかけになったこととして、一つこの本の中でも紹介されていますけれども、聴覚障がいを持った方の発言の中で、「皆さんは、道を歩いていて、いきなり見ず知らずの人が追いかけてきて、胸ぐらつかまれて殴りかかれた、そんな経験がありますか」と言っているのですね。聴覚障がいの方が、声をかけられた、道を尋ねられたけれども、それが聞こえなかったために無視をしたというふうを受けとめられて、相手が怒ったという、そういう経験なども語り合う中でお互いを障がい者同士が理解し合おうというふうになっていったということがありました。

基本的な考え方として、差別というのは誤解や偏見や理解の不足からきているのだ、その理解を広げる取り組みが差別をなくすために大事なのだということがあります。そういう取り組みを別府もしていくことが大事だと思うのですが、まずこれまでの別府の取り組みの経過について説明をしてください。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例の制定についてのこれまでの経過について、御説明をいたします。

まず、平成23年8月と9月に障がい者の差別・偏見・疎外等に関する意見公募を市報、市のホームページ、ケーブルテレビ等により実施をいたしました。また、昨年度と今年度の実施をいたしました別府市障がい者計画及び別府市障がい福祉計画におけるアンケート調査により、多くの御意見をいただいております。また、ことしの11月には別府市障害者自立支援協議会へ条例の骨格策定についての諮問を行ったところでございます。

今後は、別府市障害者自立支援協議会において条例制定作業部会を設置し、差別・偏見・疎外等について、いただきました御意見を深く議論し、条例の理念・政策について、その骨格を策定していただき、答申を受ける予定となっております。

○12番（猿渡久子君） 9月10日に行われました、これ、土曜日でしたけれども、市役所のレセプションホールで障害福祉課の職員さんが全員、土曜日、お休みの日に参加をされて、世話人会、呼びかけ人会の総会が行われました。このときにも徳田弁護士が言われていたのは、障がい者にやさしいまちができれば、すべての市民にとってやさしいまちになるはずですということをおっしゃっていましたね。私もずっと思っていることは、やはり障がい者にやさしいまちができれば、別府としては、障がいを持っている方も高齢者の方も、どなたでも安心して遊びに来てもらえますよ、安心しておばあちゃんたちを連れてきてください、障がい者の方もいらしてくださいということがPRできるまちになる。本当に市長がおっしゃる「住んでよし、訪れてよし」のまちが実現するというふうに思うわけです。

混浴温泉世界というのをBEPPEU PROJECT（ベッププロジェクト）の方たちが言いますけれども、私のイメージの中では、別府は外国人も多い、県外いろんなところから来られた方も多い、障がい者も多い。だから、障がい者も含めた混浴温泉世界的なイメージでまちづくりを進めていけるといいのではないかなというふうに思ったりしますが、やはり今後、これを条例制定して実行性があるものにしていかなければならない。そのためには財政的な裏づけも大事になってくると思うのですが、その点を含めた部長のお考えはいかがでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（藤内宣幸君） お答えいたします。

実行性のある予算のこととございますけれども、議案質疑の中で議員さんが述べておりましたように、今、障害とは何かのとらえ方が大きく変化をいたしております。これまで障害とは障がい者個人の問題であり、社会的不利が起きている原因は、病気や事故などによる機能障害、能力障害によるといういわゆる医学モデルから、障害は社会の側の制度や配慮の欠如、無理解によるものなどの社会環境に問題があるという社会モデルという考え方へ大きく変化をいたしております。この考え方が、現在の主流の考え方となっております次第でございます。この考え方により、障がい者に対する差別、偏見、合理的な配慮の欠如、いわゆるやるべきことをやらないという合理的な配慮の欠如などの問題を解消するには、やはり予算の確保も重要な課題であるというふうに認識をしているところでございます。

先ほど課長が答弁いたしましたように、今月末から条例制定の作業部会が動き始めます。時間をかけてこの条例の姿をつくりますが、その部会の中でこのことも検討されるというふうに考えておるところでございます。

○12番（猿渡久子君） ぜひ、よろしく願いいたします。私も一緒に勉強しながら頑張っていきたいと思っております。

では、次の問題、高齢者や障がい者の安心・安全とふれあいごみ収集について。

このふれあいごみ収集も、かねてより何回か質問をしてきました。私は、この問題も今

言った社会モデルの実践の一つだと思うのですね。高齢者や障がい者の方の玄関口まで、あるいは家の中までという場合もあるのかもしれない。ごみ収集に行って声をかけてというふれあいごみ収集。これは、ニーズは十分把握をされていると思うのですよ。福祉保健部とよく協議をして話を詰めて、具体化をぜひしてもらいたい、早く実現してもらいたいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

○生活環境部長（永井正之君） お答えをいたします。

12番議員さんには、久しぶりに前向きな答弁をさせていただきたいと思います。

すでにこの事業に関しましては、ニーズもたくさん寄せられております。また私どもとしては、議員さんがおっしゃったように福祉部門と協議をして、実施方針を固めていかなければならないなというふうには思っております。この実施に向けては、議員さんもおっしゃいましたが、ごみを出しづらい方の御自宅までお邪魔するようなこととなりますので、やはり市の直営事業としてこれは位置づけるべきだろうというふうを考えてございます。

今後、対象の範囲それから収集体制、これは人それから車、車両等もございますので、そういうものを確保して、実施に向けて取り組んでいきたいというふうには思っております。

○12番（猿渡久子君） なるべく早く実現できるように、強く要望しておきます。よろしくお願いたします。

では、最後の問題、観光まちづくり行政について。

これは、私が言いたいのは、本当に観光まちづくり課がやらないといけない仕事は何なのかという問題なのですね。まず、今どういう業務をしているのかについて、答弁していただけますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、現在私ども観光まちづくり課におきましては、2係で業務を担当しております。企画係では、主に予算、それから所管施設でございますピーコンプラザ、志高湖、神楽女湖、さらに地獄蒸し工房等の維持管理、まちづくりの支援業務、それから食観光推進業務等になっております。もう一方の誘致宣伝係では、先般の大型客船誘致、外国人観光客の誘客対策、スポーツ観光誘致、コンベンションの誘致事業等、国内外の観光客誘致の全般を担っております。このほか、全国から問い合わせがございます電話、メール等の対応も行っているというようなものが現状でございます。

○12番（猿渡久子君） いろいろな行事に参加をしましても、職員さんたちが朝早くから準備をしたり、土日も、代休もほとんど取れていないのではないかと思いますけれども、そういう中で努力されている姿に敬意を表したいと思うのです。そして、シーズ号の運航が、来年8回寄港することが決まったという報道もありますけれども、これもやはり皆さん方の努力の成果だというふうに思っています。

ただ、私たちが去年行った市民アンケートの中にも、観光協会と別府市の仕事の分担が逆ではないのかという御意見がありました。私もそこは大事な指摘だと思うのですね。本来市が市として観光行政のためにやらなければならない仕事、本来業務というのをどのように考えていますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

現在、祭り、それからイベント等につきましては、観光協会と関係団体の皆様の御協力によりまして、限られた予算の中で節約あるいは創意工夫を行いまして、各事業の実施に御尽力をいただいております。この中で今お尋ねにありましたように、別府市を挙げてイベント等が行われる際には、観光まちづくり課の職員、私どもが当日の現場スタッフとして勤務している部分もございます。今後につきましては、事務量の軽減、あるいは職員数の増加が見込めないというような想定の中、現在のような形の中で業務ができなくなるこ

とを考えなければいけないと思っております。

御質問にありましたとおり、新規事業も含め観光にかかわる諸事業につきましては、外注できるものは外注するなど、事務量の軽減を図るための思い切った方針を前提にしまして、本来我々のあるべき姿でございます観光まちづくり課が企画並びに立案部分を担いまして、そして関係団体の皆様に一層の御協力・御尽力をお願いいたしまして、効率的・効果的な事業推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

- 1 2 番(猿渡久子君) 企画立案とか誘致とか、そういう本来やるべき仕事ができるように、それは体制の見直し、業務の見直し、いろんな関係団体が役割を果たしていただきたいと思えます。
- 4 番(野上泰生君) まず冒頭で、皆様のお手元に参考資料を議長の許可を得て配らせてもらいました。どうぞ御了承ください。

まず、中心市街地の活性化について御質問をします。

私は、中心市街地で生まれ育った者です。子どものころは、休みの日は、家が旅館で忙しかつたので、ほとんど商店街とかそういったところのお友だちの家にいまして、昼御飯からたまには夜御飯、朝御飯までいただいて、まさにまちの人に育ててもらった記憶があります。

しばらく別府を離れて戻ってきたら、すっかり元気がなくなったまちになっていて、何とかしたいと思い、平成10年ごろから竹瓦倶楽部という団体を中心に活動してきました。路地裏散歩とかいろんなことをやっていく形でだんだんと仲間がふえていった、そういうことです。ただ、ゆめタウンの問題のころから、どうも何かまちの中の人々が二つに分かれて、なかなか一緒にできなくなって、徐々にちょっと心が冷めていったというふうなことがありました。

たまたま、そのときオンパクで全国に行く機会があって、この際だから全国のまちづくりを見てこようということで、各地をいろいろ見させていただいて、いろんな方とお話をさせていただいて、ただ、やっぱりその間どんどん別府のまちは元気がなくなって行って、何とかできないかな、何とか市政に声を届けられないかなということで議員になった次第です。

そういうことで、きょうは中心市街地のことについて質問をさせていただきます。

今までのやつは、私の個人的なことですけれども、もちろん別府市民の中には、本当に中心市街地だけをどうしてこういうふうに優遇するのかとか、そもそもあそこは中心市街地なのかとか、そういった疑問もあるのだと思います。

まずは、最初に確認をしたいと思えます。ONSENツーリズム部長に御質問をいたします。現在、別府市は中心市街地の活性化に取り組んでいますが、そもそも別府市にとって中心市街地活性化の意義は何なのでしょう。お答えください。

- ONSENツーリズム部長(亀井京子君) お答えいたします。

近年の別府市の中心市街地は、人通りも減り、かつての活気を失いつつある現状でございますが、中心市街地は多くの商業施設、宿泊施設が存在しております。別府市の経済・観光を支える地域でもございます。中心市街地の活性化の意義は、別府市のさらなる発展にあるものと考えております。市民・観光客が行き交う活気のある中心市街地づくりに取り組んでいるところでございます。

- 4 番(野上泰生君) ありがとうございます。中心市街地活性化の意義について確認できました。よかったです。

次に、では、中心市街地の現況について御質問をいたします。

平成20年に作成された中心市街地活性化基本計画、今のところ別府市はそれに沿って取り組みをしているわけですが、その中で三つの活性化目標を掲げています。現況はどの

ような状況なのでしょうか。商工課長、御答弁をお願いします。

○商工課長（安達勤彦君） お答えいたします。

基本計画では、歩行者通行量の増それから観光宿泊客の増、そして商業小売販売額の増、この三つの目標を掲げております。いずれも平成22年度末での数値ではございますが、まず歩行者通行量でございますが、中心市街地7カ所で計測しております。1万4,700人の目標を掲げておりますが、現在の通行量は約1万3,000人となっております。観光宿泊客につきましては、年間123万人の目標に対しまして、現在約111万人と推計されております。それから商業小売販売額でございますが、390億円の目標に対しまして約360億円と推計されております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。そのほか人口も減っているようですし、地価も相変わらず下がっているという状況だと思います。地震も起きたし、世界経済も悪化していることで中心市街地を取り巻く環境は、さらに厳しくなると予想されています。今こそ官民挙げて取り組んでいくことが重要だと考えています。そもそも活性化基本計画の中で中心市街地活性化協議会というのができて、そうした活性化の取り組みを主に担うものとして組織されたと思うのですが、果たしてそれはうまく機能しているのか。構成員や現在の活動状況、それから行政からの支援がどのようになされているか、商工課長、御答弁をお願いします。

○商工課長（安達勤彦君） お答えいたします。

別府市中心市街地活性化協議会は、別府商工会議所、それからNPO法人別府八湯トラストが主体となりまして、平成19年6月8日に設立されております。構成員でございますが、商工会議所、八湯トラストのほか行政、各商店街、学識経験者など約60名で組織されておまして、平成22年度は通常総会のほか二つの専門部会が7回の会議を行っております。また、毎年11月に行っております歩行者通行量調査、これにも御協力をいつもいただいているところでございます。

それから、行政からの支援でございますが、平成22年度は協議会の運営費として100万円を、そして商店街のプラットホーム事業、これなどの活性化事業費につきまして840万円の補助を行っております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。実は私も地権者としてこの活性化協議会に加わっております。この協議会ができるときにもいろいろな形で協力をしてきました。私は、ゆめタウンのこともあって、ONSENツーリズム基金とかができて、本来は協議会が本当に活発に動いてまちづくりの活動をしていくものだというふう感じていたのですが、実態は年に1回の総会があったり、部会が年に7回というふうな頻度では、なかなかそこでは本当に実質的な活動ができていないというふうに考えています。例えば、私の所属している部会でも、毎回間口改良事業の許可を得るとか、そういった何かこう、要は協議をするのではなくて決裁をしていくだけというふうな機能しかないのではないかとこのように考えています。それはどうしてだろうと思ったら、やはりその真ん中で動く部分が弱いのかな。先ほど100万円が協議会に出されている、運営費として出されていると言っていました、正直100万円が、商工会議所の方が事務局をされているのですが、その金額ではそういった事業の処理をするのが精いっぱい、本当にまちのために1年365日考えて行動するような人が、そこには割けないというふうに思います。やはり活性化に責任を持って取り組む人や組織づくりが重要だと思っています。部長が答弁されたように、中心市街地の活性化は別府にとってとても重要なことです。決して片手間でかわれる問題でないということは、強く言いたいと思います。

この計画書の中ではまちづくり会社をつくるということで進められていたというふう記憶しておりますが、実際はまだつくられていません。このことについては実際どうなの

でしょうか。商工課長、答弁をお願いします。

○商工課長（安達勤彦君） 答えいたします。

まちづくり会社の設立でございますが、議員御指摘のとおり、これまで協議会の中では幾度となく議論されてきたものでございますが、まだ設立には至っておりません。その主な理由についてでございますが、まず会社が担う収益事業、これがまだ確立されていないのが大きな理由となっております。そして、それに伴います各出資者の関係の出資割合等の議論にもまだ至っていないというのが大きな理由となっております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。この過程で本当、商工課の方は基本計画の策定から協議会の参加含めてとても頑張っているというのは理解しております。ものすごく策定の過程は大変だったと思いますし、徹夜もしながら計画書もつくられていたということは、私も知っています。

ただ、ここからはちょっと長く提案というか、続きます。13年間まちづくりしながらいろんな形で訴えたかったことが、なかなか力がなくて訴えられなかったのですが、もうたまってまして、たくさん提案が続きますが、御勘弁ください。

実は、私は今の段階でまちづくり会社ができなかったこと、それからその前、さらにTMO（タウンマネジメント機関）をつくろうという話もあったと思うのですが、それはむしろよかったと思っています。全国の中心市街地の事例をいろいろ聞いたり勉強したりする中で、ほとんどうまくいっていないのですね。ほとんど失敗です。それは何だろうというふうにならずずっと考えていて、何となくわかってきた部分がありますので、それを今後のまちづくり会社なり、まちをどうやって経営していくかということを考える上でお伝えしたいと思うので、聞いてください。

一つは、まちづくり会社、先ほど出資比率とか自主事業で自立というふうな話をされましたが、実はそこが一番大きなネックになっているというふうに考えています。

一つは、例えば行政や地元の企業が出資をしてまちづくり会社ができていくわけです。そういったまちづくり会社が多いのですが、そういうところの特徴は、ほとんどそこを運営している方々が出向なのです。行政から来たり、地元の企業、百貨店とかあるわけです。そういうところから出向してきて、中にはやたらと人が多くて出向者で占められていくような会社もできています。そうなると、正直言ってその方々は、派遣元のことしか見なくて、まちのことを見なくなっているのです。だから、まちの経営をするのではなくて、派遣元に対して何かいいことがある。例えば補助金を取ってくるとか、そういうふうな状況になっているケースが結構多いのです。

もう一つは、よくあるのが、町中に大きな箱物をつくって、その指定管理をさせて、自立しろ、自分で稼いでやっていけ。そういったことで経営しているわけですが、そうなると同じくまちがどうなるかが、自分のところの施設がうまくいけばいい。だから、まちに対していろいろやっている時間がむだで、自分たちの施設の経営をとにかくやる。そういった形になって、時にはまちの競合業態をどんどんやっていきながら、まちのお客さんを吸い上げている、そういうふうな事例もあります。そういうふうな形でまちづくり、まちの経営というのはうまくいくはずがないわけですね。本当にこれは国がつくった形に沿って地域が動いていくわけですが、なかなかそれに沿っていくとうまくいかないということで、むしろ別府でTMOやまちづくり会社がつくられていなかったというのは、本当にある意味よかったというふうに考えています。

そうはいつても、何か解決策はないのかということですが、いろいろと私も調べて、別に私はアメリカが好きなのではないのですが、米国でやっぱり機能している仕組みがあります。米国というのは、やはり自動車も進んでどんどん中心市街地から郊外化が進み、中心市街地は本当に寂れた、もう古い。貧困の問題とか高齢化の問題とか、空洞化になっ

ていくわけです。そこで、やはり米国は何とか中心市街地を再生しようということで、いろいろな制度をつくっていきました。

1個紹介したいのが、BIDという、ビジネス・インフラメント・ディストリクト。商業を元気にする地区、そういった制度ですが、ここがすぐれているのは、そのまちづくり会社なり経営する組織の運営費、もしくはまちをよくする投資、インフラ整備が、すべてその地域の固定資産税の20%から30%のお金で経営される、そういったルールがもうできているわけです。そうすると経営している組織は、まさにまち全体が価値が上がって、多くのお店ができて、活発に経済活動して地価が上がったり固定資産税が上がることでその組織はメリットがあるわけですから、そのことのみを頑張るわけです。自分たちが稼ごうとかではなくて、まちが稼げるようになることに対して頑張る、そういった仕組みができています。

もう一つは、そういったまちを経営する組織が、地元の人が出資してつくっているかという、決してそうではなくて、それは公募して選んでいるわけです。それはどういうことか。そこに能力がなければ切って、またさらに別のところで能力があるところにやる。地元でつくってしまうと、そこがだめな組織の場合は切れなくて、延々とそこを存続させるためにいろいろなことが起きていくわけです。そういうことから、こういったやり方しているのは、日本では多分ないと思うのですが、ぜひとも別府がそういうふうなタウンマネジメントの先鞭を切るといえるか、本当に合理性のある仕組みをつくって、そこですぐれた人材や組織を育ててほしい。そして、本当にまちのために活動することをしていただきたいというふうに考えています。

いずれにしても中心市街地の活性化を責任を持って全うできるそういったタウンマネジメント、まちの経営の仕組みを速やかに構築してほしいと思っています。今ここですぐ決めろとって、無理だと思うので、もう一度協議会や行政、会議所、そして住民らとぜひとも検討していただきたいと思います。私ももちろん精いっぱい協力させていただいて、一緒にできればと思います。これは答弁を求めません。

5番から8番まで一気にいきます。すみません。

まず一つ。歩いて楽しいまちづくりということで、もしもそういった組織ができて、そして十分な財源が確保されたときにやるべきことについて、連なって御提案をさせていただきたいと思います。

そういったアメリカの組織が基本的に何をやっているかという、古いものが残った中心市街地がそこに残っているわけです。そこを再開発するわけですが、決して全部を壊してつくりかえることはしません。やっているのは、まずはその歴史を尊重した、そこらしい町並みをつくっていくということ、それから、多くの人が集まる拠点をつくるということ、そして、その中で生き生きと活動する、どちらかという小規模な事業者がたくさん来れるような支援体制をつくっていくということ、基本的にはその三つに集約されていきます。あとは公共交通機関を整備して、周辺部からまちに来やすくすること。その中でやはりこれは別府の活性化基本計画にあると思うのですが、歩いて楽しいまちづくり。別府のそもそも土地の特徴は、私も路地裏散歩をずっとやってきてわかるわけですが、特に道路が狭いんですね。大きい道路というと恐らく駅前と流川と秋葉通りで、秋葉通りや駅前前は歩道がきれいに整備されています。流川はちょっとまだなのですが、それ以外はほとんど一方通行の少し狭い路地。さらに車も通れない路地裏という、本当に人しか通れない道があります。

私が提案したいのは、人しか通れない細い路地が、まさにこの別府の特徴だと考えています。別府は、やっぱり人と人が助け合って、人情味豊かなまちだと思います。それもやはり道が狭くて、隣に住んでいる人とか表の人と距離が近いからそういうまちになると思

うのですが、まずは、もしもそういったまちを運営する組織ができて、きちんとした財源を確保できたら、こういったところから歩いて楽しいまちということでインフラ整備をしていけばいいのではないかと思います。神楽坂とか新潟とか、全部そういった路地を優先的に整備をして、そこに若い子たちが、いろんなお店が出てきてユニークなまちができています。別府にも当然温泉があってももしろいわけですから、そういった形を推進できればと思っています。

それから、次に竹瓦温泉周辺の整備です。やはり町中では唯一、竹瓦温泉だけが本当に遠くから人を集めるだけの価値のあるものだと私は考えています。私もずっと竹瓦温泉の活動をしていろんな方と話をしますが、必ず言われるのが風俗街ですね。周りを全部あそこは風俗街で実は固められています。竹瓦というすばらしい場所がありながら、そこに入るドアが、全部扉が閉まっているような状況でして、本当にもったいないと考えています。町中の集客拠点として竹瓦温泉周辺の整備というのが、恐らく投資をして一番早く改修できるプロジェクトだと思います。

実は、私は2年前ぐらいですか、そこの特殊浴場の経営者とお話をさせていただきました。竹瓦と波止場神社を結ぶ道に何軒かある中の半分ぐらいを経営している経営者の方と過去お話をさせていただきました。もし移るとなると、それは可能ですかという話ですが、彼は、それは全然構わない。もちろん自分も商売をやっているし、人もいるし、なりわいとしてやっているの、それがちゃんと継続できるのなら、別に竹瓦温泉が好きであそこにいるわけではないから移ってもいい。よかったら、僕はまんじゅう屋でもするよという話をいただきまして、これはやっぱりいいなと。あそこがもう竹瓦から波止場神社の間に何軒か、五、六軒あるのですけれども、そこが本当になくなって、その後いろんな人が楽しめるような施設ができれば、竹瓦に来た方は、波止場神社を通過して、梅園を通過してまちの中に行けるわけですね。扉が一つあくわけです、大きな扉が。そういうことで、ゆめタウンからの回遊性も確保できるというふうに思っています。ぜひとも、この分も非常にまた誠意を持って交渉していきながら、どこかに移転していただくということもできると思いますので、それもまた考えてほしいと思います。

次は、近代化遺産の活用と自転車観光ですが、こういうふうにお配りさせてもらった資料の中に、別府はちょっと中心市街地の周辺にもたくさんすばらしいものが残っています。きのう、市長が言われた中央公民館もそうですし、たくさんあります。今、このチラシのやつは、それを自転車でめぐろうというふうな取り組みです。最近いろんな観光地でこの自転車を使ってめぐるというのがエコだし、いろんな歴史も感じられるということですごくはやっているわけですし、別府でも実際こういう活動が起きているわけです。これはとても今後伸ばしていきたい分野だと考えています。別府にそもそもあるこういったストックをいかに生かして別府のすばらしさを伝えていくか。こういうものをめぐりながら、温泉もあるし、別府公園のような緑もある。こういったすばらしいまち別府を本当に感じていただくために、こういった自転車を使った観光。歩くだけではなかなか行けないところもありますので、そういうことをしてほしいと思っています。これは今国道10号線も整備されて、へたすると自転車で西大分のかんたんサーカスまで行けるといいますし、うみたまご等にも行けます。そういうことで、これは観光客にとってとても魅力的な提案ができると思いますので、これも考えてほしい。

実は越谷レイクタウンというのがあって、ショッピングモールがあって、周辺に湖の公園があるところなのですけれども、そこのショッピングモールではレンタルサイクルを貸し出しています。そうすることで周辺のまちとか、いろんなところをめぐってくださというのを、ショッピングモールがやっている。これも、ゆめタウンが回遊性をつくるというのであれば、ぜひともこういった自転車、ゆめタウンの方で貸し出すなり、もしくは市

の方で用意をしてゆめタウンに委託をして貸し出していただくということで、ゆめタウンが拠点になれば、来た方は町中を散策、自転車サイクリングしやすいですし、北浜旅館街にもできれば、お泊まりになられている方もそうしてまちを楽しむ。こういったゆったりとした観光ができると思いますので、ぜひともこれも考えてほしい。

それから、小規模事業者の起業支援までいきますが、別府はもともと自営業者のまちです。何か大企業があって、そこの企業城下町で養われているまちではなくて、自主自立して何かやろう、活発な起業家精神によって発展してきたまちだと思います。APUもあります。今、起業家というと社会起業家ですね。いろんな地域の課題解決をビジネスを使ってやっていくという社会起業家というのがとてもはやっていて、多くの若者がそういうものになりたいと思っています。APUを卒業した子が、町中で起業して雇用をつくっていく。今、プラットフォームってやっていますが、実はそこは商売してはいけないし、あそこはボランティアの活動しかしてはいけないような空間ですが、もったいないですね。本当に雇用をつくって経済活動を活発にするような起業家がまちの中に来てそういった支援を受けていく。そういうふうな支援環境の整備もしていただきたいと思います。

では、部長に質問です。幾つも提言をさせてもらいましたが、これは別府市の当局や協議会、そして地元の皆さんともぜひとも検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○ONSENツーリズム部長（亀井京子君） できる範囲で、協議して取り入れていきたいと思っています。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、ちょっと話が変わりまして、24年度に行われる別府現代芸術祭について質問をいたします。

2009年の混浴温泉世界は、中心市街地活性化を主軸として支援をしてきた経緯があります。そして、人材もBEPPU PROJECT（ベッププロジェクト）というNPOですが、多数育ってきている。非常にこの間多くの支援を市としてもしていると思います。彼らの育った人材の活用もあわせて、来年度開催される2012年混浴温泉世界というのは、どのように考えているか、御答弁をお願いいたします。

○ONSENツーリズム部長（亀井京子君） お答えいたします。

さまざまな事業を行う上で、その事業が評価され本質が試されるのは、第2回目であろうかと考えております。その観点から混浴温泉世界も例外ではなく、来年度の開催は重要になるのではないかと考えております。

○4番（野上泰生君） 別府は、文化創造都市ということで文化庁から表彰もされました。これはまさしく、やっぱり彼らの活動もその中の一つとして大きな要素を占めているものだと思います。そういった文化創造都市の名にふさわしい芸術祭とするように2012年、来年ですね、実は混浴温泉世界が開催されるわけですが、それに対して市としてどのような支援を考えているか、お聞かせください。

○ONSENツーリズム部長（亀井京子君） お答えいたします。

内容を精査しまして、行政としてできる範囲での支援をしていきたいと考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。実は私も彼らの活動を見て、作品とか見てもよくわからんというのが率直な感想です。ただ、それとやっぱり市民の方々が本当に参加しているのかなという疑問も実はあります。ただ一方で、2009年に行われた現場を見ると、若い人たちがとても来ている。そして、例えば若者グループが外から来ていたり、若い女性がお母さんと一緒に来ていたりするような催しなのですね。遠くからも随分来ていますし、いろんな都会の方で、別府っておもしろいねというふうな評価もすごく高まっているということは感じています。これは今までいろんなことをしていた中でなかなか

か届かなかったところに届いているのだなというのが思われるわけです。一方で、本当に地域の方々が参加して楽しんでいるかという、わからんという人が多分多くて、どのようにおつき合いしていいのかよくわからなかった、そういう状況だと思います。

ただ2回目、本当に重要だと思います。2回目にどれだけ市民を巻き込んで、例えば子どもたちにちゃんと楽しめるようなこともしてもらいながら、子どもたちにたくさん参加していただくとか、本当に市民を巻き込むようなことも要求してほしいし、彼らもきちっと補助金とかそういうものだけでなく、できるだけ自主財源をもって継続して活動できるようなことも必要だと思います。そういうことを踏まえて市としてもいろいろと彼らと協議しながら、適切な支援をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、南部の活性化について話をします。

生涯現役のまちづくりということで、これも提案になります。恐縮です。

南部議員団の一員として、南部浜脇地区の活性化について考えています。南部浜脇地区は、高齢化もほかの地域と比較して進んでいる場所で、将来の別府市の縮図のような地域だと考えています。人も減って高齢化も進む中で公共サービスのニーズは恐らくますますふえて、一方で財政状況は厳しさを増す。市民税の収入も年々減少しているようです。つまり明らかにこれまでのやり方ではもはや立ち行かなくなるという状況がはっきりしています。このようなことを踏まえて、私は南部浜脇の活性化のテーマとして、生涯現役のまちづくりを提案します。

生涯現役のまちづくりというのは、公衆衛生の専門家で厚労省の健康日本21の策定にもかかわった首都大学東京の星先生が提唱するコンセプトで、高齢者、お年寄りが生涯にわたって現役で過ごせるようなまちをつかっていこうということですね。この提案には二つ重要な意味があります。一つは、文字どおり地域で暮らすお年寄りの皆さんが健康で長生きされることで皆さんが幸せを感じるとともに、財政的には社会保障負担の軽減を求めているというふうな意味。もう一つは、実はこれまで縦割りで行政主体の公共サービスがあるわけですが、南部地区にも図書館もありサザンクロスもあり、出張所もあり、それから公民館もあって、運動ができる場所もある。いろいろなところがかかわってサービスを提供しているわけですが、こういった縦割り型、行政主体の公共サービスのあり方を見直して地区単位で、地域単位で多様なサービスをNPO等の新しい担い手も巻き込みながら効率的に提供する仕組みをつかっていこうというふうな意味もあるわけです。

これは、公共サービスを一つに集めた施設を建設するという提案ではありません。南小学校跡地の活用計画を見ましたが、これはまさに一つに集めてやっていこうという、企画自体は本当にすばらしい提案だなと思ったわけですが、やはりお金がすごくかかって、特に施設の整備にお金がかかるのでなくなった経緯があると思います。ただ、施設が全部歩いていける場所にあるわけなので、サービスは本当にまとめて皆さんに対していろんなところでやっているものをしっかりとワンストップで情報を提供したりしていくことが大切だと思います。

検討するテーマはたくさんあります。長野の佐久ではPPK——これは「ピンピンコロリ」というのですが——の合い言葉のもとで、お年寄りの方が長い間働けるような仕組みをつかって健康寿命を伸ばそうと考えています。また商店街の中に「ぴんころ地蔵」というのがあって、ここにたくさんお年寄りが来て、元気で、元気で、一生涯現役ということですごく盛り上がっているわけですね。沖縄の那覇では、地元の病院が、栄町商店街というところと協力して、商店街全部ひっくるめて地域全部が病院だということで、病院が中心になった活性化をしています。これもすごく成功しています。病院もいいし、まちもいい。そして住民も元気になっていく。見附市もそうですね。島根県の雲南では、既存の地域の生涯学習拠点を健康づくりや住民自治拠点としても機能するような多機能化を図っ

て、住民サービスの向上につなげています。こういうふうにとくさん先進事例があるので、こういうところから南部浜脇地区の実情に適した方法を検討して最適なモデルをつくっていくということで、ここでもうまくいけばほかの地域でもうまくいくわけで、まずこの別府市がこれから迎える、直面する高齢化とか財政の問題を解決する一つの方法として南部浜脇地区でやっていくということがいいと思っています。

いろいろな困難なこともあると思いますが、ぜひともこういった生涯現役のまちづくりということを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

御提言ありがとうございます。あらゆる部署にかかわるテーマであり、私の方で答えさせていただきます。

これまでの公共サービスは、行政が主体となって市民全体の利益のためにサービスを行ってきたわけですが、今お話がありましたように人口減少、それから少子高齢化が進んでおり、国の経済も市の財政も緊縮する中でニーズはふえて多様化しているというふうに考えております。これから地域住民のニーズに満足にこたえるためには、やはり新たな公共領域においてNPO等がサービスの提供主体となり、行政と対等の立場で役割分担しながら地域の課題を解決していく仕組みづくりが必要というふうに考えております。行政と自治会、企業、病院、大学など、情報収集や提供を行う場、そういった場のコーディネーターが求められているというふうに考えておりますけれども、なかなかその新しい形が具体的に見出せていないのが現状でございます。行政の縦割りを解消して教育や福祉、医療、まちづくりなどの部門で庁内横断的に連携していけるようなモデルについて、今お話いただいた他都市の取り組み事例も参考にしながら検討していきたいというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。実は熊本で結構そのいい活動をしている会社があって、今度それ、1月に来ていただいて勉強しようと思っておりますので、また御案内しますから、もし御興味ありましたら、ぜひとも来て一緒に学びたいと思っておりますので、よろしく願います。

では、次に最後の質問で、外国人旅行者の誘致について御質問をいたします。

これ、JTBによると、2010年、日本人の旅行者国内総消費額は13兆9,100億円。1997年ですから、バブルのころですね、18兆6,800億円ということで25.5%減少しているという中で、日本を訪れる訪日外国人の数は、2010年去年は870万人、バブルのころが422万人ということで、ここは倍増しているわけですね。今年に入ってももちろん震災と原発があったので、恐らくこの訪日外国人、激減しているとは思いますが、円高もありますので、長期的にはここは伸びていくだろう。世界の旅行市場もどんどん伸びています。

旅館組合に確認しましたら、前回の補正予算で決まった誘致の補助金の部分も実は一番早く反応して、一番来ていただいているのは韓国からのお客様。そのお客様が一番多くて、それから福岡県とかという順番になっているというぐらい、つまり今いろんな観光の誘致活動をして一番早く結果が出るのは、恐らく外国人の方をふやしていく活動だと思っております。これから余り伸びる期待のない日本人の旅行者もやるのは大事ですが、やはりいかに戦略的に外国人旅行者をふやしていくかというのは、大変別府市にとって重要なことだと思っております。

まず質問です。外国人旅行者について別府市の受け入れの現状はどのようになっているか、お聞かせください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、別府市への外国人観光客数は御承知だと存じますが、多くが韓国、それから中国

からの観光客というような状況になっております。平成19年は約26万人、平成20年は約25万人、平成21年は新型インフルエンザ並びに円高、ウォン安、こういったような影響がございまして、約16万人まで落ち込んだところでございます。ことしは、先ほどのお話の中にもございましたように東日本大震災の影響を受けまして、全国的に訪日外国人が減少している状況でございまして、その動向には注視をしております。

こういった厳しい状況にあるわけなのですが、別府市にとりましては、8月の大型国際クルーズ船の入港もございまして、外国人観光客の増加につながる大きな要因といえますか、きっかけになるものというふうに考えております。

- 4番（野上泰生君） ありがとうございます。平成19年が約26万人という数字ですが、これは同じ時期に、同じ平成19年に日本全体の数は835万人ということですから、40人に1人が別府に来ていただいているということで、これはすごい数字だと思っています。健闘しているということですね。大部分が実は韓国の方が多い。これはどうしてだろうと思うと、実は本当に日本が外国人の誘致に対して全く消極的だった時代に、杉乃井ホテルの先代の経営者の方が中心になって韓国の方にプロモーションに出かけ、官民一体でプロモーションして、韓国の中で非常に別府という場所と名前がブランド化していったというか、非常にいきたい場所というふうになって、その結果、韓国からのお客様がたくさん来ていただいている。我々は、いまだにそのことで恩恵を得ているというふうな状況だと思えます。

こういった中で震災後、全国的に外国人観光客が減少しましたが、別府市における外国人旅行者の誘致の体制についてはどのようになっているか、お聞かせください。

- 観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

外国人観光客の誘致につきましては、まず現地によりまして関係官庁、エージェント等へのセールス、2番目に広告媒体によるPR、各種メディアや観光関係者等の招聘事業、3番目に受け入れ環境の整備の強化、この3本柱をもちましてインバウンド事業を展開しております。具体的に申し上げますと、本年7月に韓国への誘客事業といたしまして、別府市それから商工会議所、観光協会等、各観光関係団体にて、釜山それからソウルでエージェントなどへのトップセールスを行いました。さらに広域観光といたしまして、上海、武漢に対しまして、北九州、熊本、大分と連携し、旅行説明会や観光ブースの出展、さらに国際クルーズ船等の誘致活動を行ってまいりました。そのほか、韓国、中国のメディアの招聘事業やホームページの多言語化を展開しております。

今後、さらにふえてくるというふうに予想されます中国、韓国を中心にこれまで以上各国への積極的な誘致を展開してまいりたいと思っております。

さらに来年には中国からの国際クルーズ船の8回の寄港が決定いたしまして、これを機に外国人観光客の誘致にさらに弾みがつくものであろうというふうに考えております。

- 4番（野上泰生君） ありがとうございます。それでは、その誘致の部分ですが、先ほど12番議員が、観光課がすべきこと、観光協会がすべきことというふうな話をされましたが、この海外からの誘致というのはやはりトップセールスというか、本当に別府市の、特に中国ですね、行政を含めて来ているということが非常に重要だというふうに考えています。まさにこの分に関しては観光課が先陣を切って民間をリードしていただきたいし、民間ももちろん一生懸命ついていって、ともに中国の市場を切り開いていきたいと考えています。

誘致戦略の策定と数値目標の設定ですが、やはり外国からのお客様というのはいろんな地域からいろんな方々が来ていて、比較的それってわかりやすいというか、タイプ別にきれいに分かれていると思うのですが、現状を別府市として外国人旅行者の誘致戦略の策定、数値目標の設定はどのようになっているか、お聞かせください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

現在のところ、なかなか地域ごとに具体的な数値目標等を設定しているというような状況ではございません。とりわけ中国に関しては、かなりスピード感のある展開をしております。明確な目標数値というのがなかなかできない状況でございます。しかしながら、目標という部分につきましては、さまざまな観光政策を効果的に実施いたしまして、現状で求めるニーズ等を把握しながら行うことで、前年度を超える誘致を目指して取り組んでおります。

御指摘のとおり、訪れる外国の地域ごとの戦略が必要であるというふうには考えております。中国には、まず別府市の知名度を高めまして、あわせてイメージアップを図るためのメディアの活用、あるいは現地でのセールスを主にして誘致を行っております。韓国に対しましては、これまでと違う新たな魅力づくりの動機づけを行いまして、訪日外国人観光客受け入れ整備事業において、インターネットによる情報発信を行います。さらに個人旅行をする外国人観光客に向けては、国別パンフレットの作成など、留学生を活用し情報を提供して、快適な旅行ができる環境整備を行ってまいります。そのほかの諸外国につきましても、必要に応じて戦略的な誘致活動を図るとともに、このような事業を実施する上での数値の設定については極めて重要なものであるというふうにとらえておりますので、慎重に検討させていただきながら、効果的な事業展開につなげられますよう取り組んでまいりたいと思っております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。課長といろいろ議論をさせてもらう中でとてもいいなと思ったのが、中国ですね。中国は、特に今、天津からのクルーズが中心で、次は上海ですか、南の方からも来るということが決まってよかった。ことしから入っているクルーズは天津ですから、市場は主に北京ですね、北京。北の方。実は中国はどうなっているかという、今ほとんど日本全国、南の上海の方に目が向いていて、そこで競争ですね。ただ、別府がいいのは、そこで北京というところに目を付けて、余り日本に対して多く旅行していない北京の市場に対していつている。もっと感心したのが、実はクルーズ船が来たときに町中に結構中国の方々が来ていろいろやっていて、買い物とかされるということで、ただ、実際買い物なんていうのは博多でもどこでもできるわけだし、そっちの方がはるかに品ぞろえはすぐれているのに、なぜ今さら買い物なのですかというふうに聞いたら、おもてなしだと。確かにそうなのです。中心市街地でいろんな方が出ておもてなしをしていました。それによって中国の初めて日本に、別府に来た人が、別府ってすごくおもてなしのいいところだというふうに感じて、それを口コミで広めて別府の価値を高めていくという戦略があるというふうに聞いて、ああ、なるほどとちょっと感心しました。50年前に実は米軍の油載艦というか、来たときに、ビデオをたまたま発見して見ていると、やはり別府の人が、子どもとか、みんな踊りを踊ったりして地域全体でおもてなしをしているような絵があって、別府ってやっぱり変わっていないそういうおもてなしのまちなのだとつくづく感じました。

ですから、今後の中心市街地の活性化もありますし、本当にまちを挙げておもてなしをすることで、中国の方々の中で別府はすばらしいまちだということを感じていただく、こういう戦略はなるほどと思いましたので、これに関しては一生懸命私も協力させていただきたいと思っております。

それと、もう一つ忘れてもらって困るのが、中国と韓国以外のお客様ですね。ここのお客様というのは、実は個人の自由のお客様がほとんどです。こういう方々が、別府でどこに泊まっているかという、実は小さな旅館に泊まっているのです。中国、韓国の団体客というのは、実は幾つかの旅館に限定されてしまいます。それはそれでももちろんいいわけですが、小さな旅館にとって外国人を受け入れるということが、本当に余り意味がない

のですね。大きいところだけ来ていたら余り関係がないのですが、実は欧米とか東南アジアとか、そういうところからのお客様というのは、すごく小規模な個人客なので、すごく小さな旅館でも受け入れやすいし、むしろすごく生き生きとするというか、外国の人が来ることによって受け入れているおかみさんとかもうれしいというふうな声がたくさんあります。したがって、こういったところも考えていただいて、ホームページとか、もしくは外国の人が持ってくるガイドブックに別府市の広告を出すとか、そういった外国人個人客の誘客というのにも力を入れていただきたいと思います。

そういうふうな御要望をさせていただいて、私の質問は、きょうは終わりにさせていただきます。

○副議長（松川章三君） 休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（松川章三君） 再開いたします。

○15番（平野文活君） それでは、質問の順序どおり質問をさせていただきます。

まず、公共事業の発注におけるP点の設定の問題であります。

この問題は、前の議会でも質問をさせていただきましたけれども、非常に納得がいきません。これは、選挙絡みの選挙のしこりを行政に持ち込むのではないかとというように私には思えてなりません。そういう恣意的な行為は、これ以上続けてはいけないのではないかとという立場で質問をさせていただきます。

まず第1点としまして、この問題は提訴されております。裁判所からも証拠保全の措置がとられております。この提訴は、別府市として受けて立つのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

○総務部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

別府市としましては、裁判の中で本件の入札条件の設定が適正になされたということを主張してまいりたいというふうに考えております。

○15番（平野文活君） そういうことで裁判になるわけで、その裁判での争点になると思われる点について幾つかお伺いをしたいわけでありまして。全体的には選挙絡みの報復なのか、それとも合理的で道理のある行政行為なのかということが問われると思います。

似たような案件ですでにいろんな判例が出ておりますが、昨年4月にも青森地裁で選挙での報復で恣意的な指名外しだったという判決が行われ、3,200万円の罰金が科されました。ですから、こういうことが裁判になること自身が非常に遺憾なことだというふうに私は思っております。

お伺いしたいのは、この問題の発端になった、選挙前の建設業界の集会での市長発言が発端になったと思うのですが、そこで「2度も難問を突きつけられた。市役所の仕事は要らないということでしょう」というふうに市長が発言をした。この発言の意味について、再度どういう意味なのかお伺いをしたいと思います。

（答弁する者なし）

○副議長（松川章三君） 答弁をお願いします。

○総務部長（釜堀秀樹君） 市長のその発言でございますが、前9月議会でも申したとおりでございます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○24番（泉 武弘君） 今の15番議員の質問に対して答弁できるのは、発言者の市長以外ないのです。ですから、発言の真意については、市長が答弁しなければ、総務部長が代弁できるものではない。行政行為ではなくて、市長自身の発言に関与するものですから、議長として当然市長に答弁を求めてください。これをお願いしておきます。

○副議長（松川章三君） 休憩します。

午後1時04分 休憩

午後1時07分 再開

○副議長（松川章三君） 再開します。

執行部、いま一度答弁をお願いいたします。

○総務部長（釜堀秀樹君） ただいまの件につきましては、裁判上、争点となる可能性がございますので、発言は控えさせていただきたいと思えます。

○15番（平野文活君） 議員の質問に答えられないということ自身が、おかしいと思うのですけれどもね。巷間、別府市では選挙絡みで仕事が干されるとか何とか言うことを聞いたことがありますね。ありますが、それは言うなら、それこそ巷間、うわさ話みたいなもので、公開の席上で市長がこういう発言をすること自身が非常に問題であるし、全く言うべきでないことを言ったわけでしょう、実際に。そのこととP点の850点をリンクさせる。あの発言があって、この行政行為があるのだな、これはもう当然だれも自然にそう思うのですよ。ですから、こういう選挙絡みのことを行政に持ち込んではいかんということを私は強く言いたいわけです。

2度も難問を突きつけられた。市役所の仕事は要らないということでしょう。これは極めて露骨な表現、発言であります。議会で言い過ぎた点はというような形で謝罪というか、そういうことはされましたけれども、やはりその行為自身が修正されていないというふうに私は現在思っております。

そこで、入札の問題なのですけれども、前回の議会で、より施工能力の高い業者を選定するためにP点850点以上というのを設定したのだ、こういうあれがありましたね。これは裏を返せば、能力が低い業者には仕事はさせられん、そういう意味になるのですよね。同じような学校の耐震補強工事で20年度、さらには21年、22年度、それぞれやっていますよね。そして、今回排除された業者も工事を受けてやっています。これは昨年までの工事に何か問題があったから、より高い能力の業者にするために850点というP点を設定した、こういうふうにとれるわけですよ。どういう問題があったのか説明をしていただきたいと思えます。

○契約検査課長（阿部陽一郎君） お答えいたします。

特段、問題は起きておりません。

○15番（平野文活君） 昨年までの工事に何の問題も起きていない。であるならば、より高い施工能力の業者に入札資格を限定する。それはどういう意味でやられたのか、答弁していただきたいと思えます。

○総務部長（釜堀秀樹君） 今のことにつきましてですけれども、私ども、別府市建設工事競争入札参加資格審査委員会の中で審議されて、より施工能力の高いということでP点を設定した次第であります。

○15番（平野文活君） ですから、それは前の議会でも友永さんがそういうふうに言いましたよ。品確法まで持ち出したね。品質の確保をしなければいかんということと、より高い能力のという、同じ意味でしょう。それは問題があったから、そういうことになったのでしょうか。だけれども、今言うのは問題がないと。ですから、その委員会で850点を設定した理由。より高いというのはどういう意味かということを知りたいです。

○総務部長（釜堀秀樹君） この件につきましては、今係争中の問題でございます。今後、裁判の中で別府市としても主張していきたいというふうに考えております。

○15番（平野文活君） 議場で説明できないことを、裁判で説明できるのですか。理屈が通らんから答弁ができないのではないですか。今後はどうするのですかね。それについては前の議会で、1件ごとに審査をしますというふうな答弁ですね。ということは、現在は市の方針は決まっていないということなのかどうなのか。どうですか。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

過ぐる議会でも御答弁を申し上げましたが、別府市の建設工事の競争入札の参加資格審査委員会の中で私どもは協議をさせていただきたいということで、御理解いただきたいと思います。

○15番（平野文活君） 4年前も同じようなことがあって、そして議会でも問題になって、当時の大塚助役が、指名回数に不公平を生じた。また、浜田市長が、市の資格審査委員会に慎重な運営に心がけるよう指示したというふうに言って、テレビにも出て、事実上修正したわけでしょう。今回は、いまだにこの850点を設定して、A級9社の中で5社しか入札に参加できない。4社は排除される。こういう問題が是正されていないのですよ。是正するつもりがあるのかどうかということを知りたいです。

○副市長（友永哲男君） お答えいたします。

何度も御回答が同じようになるかと思いますが、私の方といたしましても、先ほど申し上げましたように資格審査委員会の中で十分協議させていただきたいということでございます。

○15番（平野文活君） 来年度は予算が3月議会で通ってから執行されるわけですが、行政としては、学校の耐震補強工事にしても、あるいは民間保育園の耐震補強にしても予定があるのですね、予定が。学校の耐震補強なんか27年度までに全部やるということで計画していますでしょう。一応聞いたところによりますと、来年度学校の耐震化工事をやろうとしているのは4校ある、それから民間保育園の改築も2から3ぐらい予定しておるといふふうに聞き取りをしましたが、この入札が、自分のところの会社としては入れるのか入れんのかということになるわけでしょう。いつそれが決まるのかということになるわけですよ。私は、別府市の入札のP点を設定したというこの実績というか、この行為が、今生きている。これが別府市の今の方針になっているというふうに理解しますけれども、そうではないですか。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

同じような御答弁になろうかというふうに思いますけれども、現在のところ、今のところは、今、議員さんがおっしゃったようにP点を使っているわけでございます。今後におきましては、金額等、まだ定まっていないわけでございますし、予算計上もされていないわけでございますので、私どもといたしましては、資格審査の中で1件1件審査させていただくということでございます。

○15番（平野文活君） 9月議会での藤内部長の答弁を再度議事録で見ましたけれども、こういうふうにしたのですよ。国の安心子ども基金の要綱に、市の方針に準拠することという項目がある。したがって、前年度22年度まではP点の設定とかなかったから、A級業者全社を対象に入札をしてもらった。ところが、23年度も同じ方針でやろうとしたら、だれかから7月の下旬に、なぜ全業者を入れるのかという意見等々があり、すでに市が発注された工事でP点850点以上という要件が設定されていたので、それに従うように全業者参加の入札というものを変更した、わざわざ出向いて、民間保育園に出向いて修正してもらった、こういう経過の説明がありました。つまり別府市が850点というものを設定したその実績が、民間工事まで縛った、こういうことでしょうか。ですから、これを是正するのか、これまでどおりやるのか。これ、市の方針をやっぱり言わないといけないのではないですか。業者も非常に困ると思いますよ。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

私どもの資格審査の方に入ってくる案件につきましては、先ほど御答弁をしたとおりになろうかというふうに思っております。

○15番（平野文活君） 市長の発言の意味も答弁しない。前回、議会で言った、より高い

能力とは何かということについても答弁しない。今後についてどうするのか、これにも答弁しない。もうこれは審議拒否みたいなものです。そういうことでいいですかね、議会の運営は。「説明責任」と呼ぶ者あり）市民の皆さんもテレビで見られていると思いますけれども、ちょっと議長、どういうふうにお考えになりますか。質問に対して答弁しないというようなことで議会を続けていいですかね。（発言する者あり）

○副議長（松川章三君） 執行部は、質問されたとおりに答えてください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

再度の御質問でございますけれども、私どもといたしましては、新年度につきましては、どういう案件が上がってくるか、まだ私の方は、予算要求が出ていないわけでございます。だから、新年度におきましては、そのときに私どもは資格審査の中で1件1件審査をさせていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

○15番（平野文活君） 同じ答弁しか返ってきませんけれども、裁判になっている以上判決は出るのですよ。前例のことを言いましたけれども、負ける公算が私は大きいと思えますよ。しかし、負けたら罰金を払わなければいけません。その罰金はだれが払うのですか。市民の税金で払うことになるのですよ。友永さんやら市長が責任として自分で払うというのならいいけれども、市民の税金で払わなければいけません。二重三重に害を与える。来年の予算が通って、来年の入札のあれが出た時点でまた決めるとか言っていますけれども、今の時点で是正をして、こういう裁判はもうやめるとというのが、私は、市のため、市民のためになるのではないかとこのように思いますけれども、そういう考えはありませんか。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

裁判につきましては、今係争中でございますので、私の方からはコメントを差し控えさせていただきますが、何度も申し上げますが、今後につきましては、先ほど申し上げましたように、予算要求が出て、予算が議会の中で計上され、それで可決になった時点において、私どもは考えていきたいというふうに思っております。

○15番（平野文活君） もう同じやり取りでありますので、時間のむだです。裁判に負けたら、これは重大な責任をとっていただきたいということを申し上げて、次に移りたいと思えます。

市財政の現状についてなのですが、これは、この議会の冒頭にも決算委員会の総括が言われました。その中でも、また前々から言われていましたが、基金枯渇の懸念があるという言葉も再々出てきております。本当に基金の枯渇の危険性があるのかということについて、ちょっと私は疑問を持っておるのですけれどもね。どうですかね。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

緊急財政再生プランを策定した平成16年度当時にさかのぼりますが、団塊の世代の大量退職に伴う退職手当の増加、あるいは三位一体改革による地方交付税の削減などで基金の枯渇が予測される危機的、大変厳しい状況にありました。その後、定員適正化、それから民間委託等の行財政改革、また、一番大きな要因として、削減された地方交付税が復元されたことによって、財政状況が一定程度改善しております。基金を取り崩さずに退職手当債を約30億円発行したこともあって、財政調整基金は前年度末で約60億円という額を確保することができております。

ただ、先月改定した財政収支の中期見通しでは、やはり税収の減少、それから社会保障関係費の増加などで歳入が不足するというふうに試算しておりますが、この不足額は基金から補てんするため、基金は減少していきます。ただ、以前のような基金枯渇というような危機的状況からは当面回避することができたのではないかとこのように認識しております。

今後は、予算規模の5%程度に当たる25億円以上を確保・留保できるような計画的な

財政運営を行っていききたいというふうに思っております。

- 15番（平野文活君） 危機的状況からは当面は回避できたという認識でありますね。市の借金は、臨時財政対策債を除けば、今、22年度末で197億円です。臨時財政対策債というのは、御承知のように国の地方交付税の代替措置ですから、国の借金なのです。年々国から補てんがされていくわけです。それを除けば純粋な市の借金というのは197億円。平成10年度末では288億円あったのです。ですから、マイナス91億円。事実上の借金は大幅に減っています。一方、市の基金は、22年度末で113億円ある。平成12年度末では81億円だった。そのプラス32億円です。つまり実質の借金は大幅に減り、貯金は大幅にふえているという、この10年ぐらいを振り返ったときにそういう経過になっています。今後の問題、いろいろ厳しい問題も当然ありますが、基金が枯渇する枯渇するというふうな、言うなら一種の脅し文句みたいな形で使ってはいけないのではないかとこのように思います。

そこで、それにしても一円たりとも効率的にお金は使わなければなりません。むだは省かなければなりません。その一つの例として、新しい清掃センターに対する負担金、これは軽減の努力をすべきではないかと私は思っております。これは、財政当局から資料をいただきましたが、藤ヶ谷の清掃センターに対する運転業務に対する別府市としての負担金は、平成18年度から21年度まで約4億円台で推移しています。ところが、22年度になって約6億にはね上がり、23年度の予算では8億にまではね上がっておりますね。これは異常にふえた。これは、原因は何かということをまずお聞きしたいと思います。

- 政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

負担金がふえた要因は、平成21年度から藤ヶ谷清掃センターの更新工事、これの設計委託、造成工事、それから工事等の事業が始まったことによるものでございます。

- 15番（平野文活君） ということは、そういう更新事業の経費を除けば、純粋な運転のための負担金というのは4億円台、平均して4億四、五千万円程度で推移をしているというふうに言えるわけですね。ところが、今後どうなるかということなのだけれども、23年度、今年度から平成40年までの別府市の負担金の総額は約135億円だというふうに資料をいただきました。これは年平均で7億5,000万になるのです。26年度までは建設関係の費用がありますから、一定の負担がかかりますが、それ以降は純粋な清掃センターの運転業務にいくわけだけれども、27年度以降も毎年5億から、多いときは7億別府市だけで出さなければならぬ、そういう計画になっておるのですよ。それが135億。これは軽減をすべきではないかな。老朽化した今の施設ですから、いろんな修理をしながら運転していかなければいけない。新型炉になったら、私は、運転経費は減るのではないかとおっしゃると、2億近くもふえる計算になっている。これはどういうことなのかなというふうに疑問に思っております。この変更というか、軽減の努力はできますでしょうか。

- 政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

藤ヶ谷清掃センターの更新工事に係る別府市の負担金につきましては、本市の財政にとっても大きな負担であることに間違いはありません。しかしながら、藤ヶ谷清掃センターの更新事業は、組合格約、その他関係法令に基づいて15年間の運転管理を含む長期包括契約により実施されているため、建設費、運転管理費の変更は、現段階では難しいと考えております。ただ、建設費の財源負担を少しでも減らすために、より有利な補助や起債の活用をお願いしておりますし、それによって負担金の節減を図ることは可能ではないかというふうに考えております。

それから、既存施設より新しい施設の方が負担金がふえるということでございますが、もし更新しない場合、施設の延命化というものにも限界があります。結果として莫大な改

修コストがかかる場合もありますし、やはりこの更新工事によって保全費、修繕費、光熱水費含めたライフサイクルコストの軽減が図られるものというふうに考えております。

- 15番(平野文活君) 私は、更新そのものに反対しているわけではありません。当然老朽化しています。更新しなければなりません。だけれども、運転コストは下がるのではないかと期待したけれども、異常にふえるという計算になっているということ、その事実を指摘させていただいておるわけです。

しかも、私が問題だと思うのは、毎年の電気料金が藤ヶ谷では、これは広域から資料をいただいたのですけれども、6,000万円使っておるのですよ。これは、ごみを燃やして発電するという方式を今度とりますね。それによってゼロになるのですよ。自前で電気を起こして6,000万円の電気代は要らなくなる。それにプラスして、余った電気は九電に売るという仕組みです。この更新事業が始まった当時の計画では、その売電は1キロワットあたり6円と計算して約5,000万円の収入というふうになっていました。ところが、途中で高効率、高い効率の発電方式に変えるということもありまして、それで単価も7円という計算を今しているようですが、自前で6,000万円の電気代が要らなくなった上に、プラス1億円の売電収入があるというふうに広域の方は計算をしております。このお金はどこに入るのかというと、委託を受けた日立に入るわけです。つまり日立は、別府市ほか1市1町から負担金を、別府市だけでは5億から6億毎年もらうのですよ。その上に、この電気代は要らなくなるは、売電収入は1億以上ふえるは、こういうものになっております。新しい法律ができて、つくった電気を電力会社が買わなければならぬ。その単価についても7円で計算していますけれども、随分上がるのではないですか。そういうことを考えますと、これはちょっと日立はもうけ過ぎではないかというふうに私は率直に思うのですよ。別府市を初め市財政には大きな負担になっている。この入札のあり方についても、私どもはずっと問題にしてきましたけれども、そういうちょっと今、藤ヶ谷にかかわる財政計画については、やっぱりもう決まったからこのままで平成40年までいくのだというのは、ちょっとどうかなと私は率直に思うのですよ。もうちょっと中身を精査して、2市1町で事前に話し合っ、日立ともやっぱり協議をするという方向、そういう努力があっ、いいのではないかと思います、いかがでしょうか。

- 政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

売電による収入につきましては、更新事業の入札条件の中で事業者の収入とするというふうに定めておりますので、条件の変更は難しいと考えております。

事業者は、御指摘のとおり電気事業者と契約を結んで、不足電力は買って、余剰電力は売ることになります。ただ、高効率発電にすることで施設整備の財源措置が有利になって、後年度の公債費負担を軽減できるというメリットもありますし、また国の買い取り価格もまだ正式には決定しておりませんが、ちょっと不透明な部分はありますが、運転維持管理業務委託にも一定程度反映できるというふうには聞いております。基本的に別府速見地域広域市町村圏事務組合は、自治法に定める特別地方公共団体であり、執行機関及び議会の権能を有していますので、本市も構成員の一員として今後モニタリングの徹底をお願いしていきたいというふうに思っております。

- 15番(平野文活君) 行政改革というのは永遠のテーマだということで、ずっといろんなことに取り組みまされてまいりました。私は、こういう問題こそ行革の一つのテーマとしてメスを入れるべきだと思います。市長も広域圏の責任者も兼ねておりますので、ぜひもうちょっと精査していただきたいなというふうにお願ひして、次に移ります。

防災計画の見直しなのですけれども、私ども、10月19、20日で各省庁からレクチャーを受けました。災害対策については、内閣府の防災担当、それから総務省消防庁、さらには経済産業省原子力安全委員会及び安全保安院などが一堂に会して私どもに説明をしてく

れました。いろんな聞き取りをいたしましたけれども、その中で東海から南海の3連動地震がどういう形で起きるか、どれだけの被害が出るかということについての見直し作業などチームができています。そういうことを初め42のチームがつくられておる、文科省であったり経済産業省であったり、国交省であったり農林水産省であったり、いろんな省にそういういろんな関連の委員会がつくられて、そして、その都度中間報告があったり、会議のたびにホームページでどういうことが討議され、大方こういうことが決まったとか。そのたびにホームページで公表しています。ですから、私どもがいただいた資料は全部、大概当局にお渡ししました。各課に関係しますので、ぜひ政府の各種委員会の検討結果・経過などを注目してホームページをチェックしていただきたいと思います。そして、別府市でどんどん取り入れていけるものは、どんどんやっぱり取り入れていって災害対策を充実させてほしいというふうに思います。

そこで一つは、大津波の問題についてです。非常にこの聞き取り調査で印象に残ったのは、何とか今まではいろんなハード面で防御しようと考えてきた。しかし、ハードでは守れないという巨大津波もあるのだということに直面して、そういう2段階で考えるという、そういうハードでは守れないような巨大津波も想定しなければならん。その場合は、いかにして命を守るかという、この観点を貫くということを言われた。これが非常に印象に残りました。そのために、大地震があった、大津波が来るかもしれない。その津波警報というものは第1報が大事だといって、今までは何センチとか何メートルとかいうようなことを言っておったけれども、1メートルから2メートルだったら大したことないわというような、こういう認識をもう与えてしまっていた。だから今後はそういう言い方をしないで到達時間。大津波、東日本級の大津波の危険とかいうような、そういう表現で、特に到達時間について第1報で言えるようにしたいというふうなことを言っておりましたですね。即避難を促す、そういう警告が徹底できるような、そういう第1報にしたいということ非常に強調しておりました。確かに私もその聞き取りの中で、あんなテレビを見たら、1時間近くも悠々と過ごして、来るか来ないかわからんみたいなことで、それで、いきなり来てもう逃げることができなかった、そういう事例がずっと報告されていまして、何であんなことが起こったのですかねって、私も聞いたのですよ。そういうふうなことを言っておりました。

したがって、私は、別府市の防災対策も、いろんなテーマがあるのですけれども、いかに命を守るかということにかなり集中して議論をしていただきたいというふうに思うのですが、別府市も海拔10メートル以下のところに住んでいる地域は危険だという、そういう立場で今見直し作業をしているということを知りました。具体的にはどういう対応をしているかなというふうに思うのですけれども、その範囲にある学校というならば中央小学校、南小学校、亀川小学校がありますね。それから29カ所避難所がその範囲で指定されているということを知りました。学校については避難訓練もしたということですが、この三つの小学校はどこに逃げるといって避難訓練をしたのか。そして、29カ所の避難所の見直しは、今どういう時点にあるのか。いつごろまでにその見直しができるのか。そこをちょっと説明してください。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

小学校の避難訓練についてでございますが、沿岸部には南小学校、別府中央小学校、亀川小学校とあります。南小学校につきましては、6月2日に津波避難訓練を実施しております。避難先は、浜脇の高台に位置する別府大学寮の広場と浜脇中学校の運動場でありました。次に別府中央小学校も、6月22日に津波避難訓練を実施しております。避難先は、北校舎の4階です。なお、校舎以外の避難先につきましては、大分国際交流会館や別府公園を考えております。また、3学期には別府公園への避難訓練を実施する計画があると聞

いております。次に亀川小学校につきましては、12月14日に津波避難訓練を予定しており、避難先は、八幡竈門神社であるということでございます。

- 15番（平野文活君） 中央小学校のほかは、ある程度の距離があるなというふうなことも思いました。当然その周辺の人と一緒に避難をするということになるわけでしょうから、やはり相当な訓練なども非常に必要ではないかなというふうに思いました。

29カ所の避難所の見直しについては、どうということですか。

- 自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

具体的には避難する際は、海拔10メートル以上の避難が必要と考えております。大津波警報が発令された場合、海拔10メートル以下の市の指定避難場所は適さないことから、それにかわる避難場所を市で提案し、自治会で協議していただいた結果を踏まえ決定することとしております。現在その作業中でございます。

- 15番（平野文活君） いつごろまでに取りまとめができそうですかね。

- 自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

まだ全部出ておりませんが、今月中には集約して、最終的に1月になりまして再度自治会の方でまた確認をいたしまして、今年度中には出したいと考えております。

- 15番（平野文活君） はい、わかりました。

高台への避難が間に合わないという場合もあると思うのですが、海岸線での避難ビルの指定ですね。これは、作業はどういうふうになっていますか。

- 自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

さきの9月議会でもお答えいたしましたが、津波避難ビルにつきましては、今月中にガイドラインを作成し、1月以降、沿岸部の自治会と避難ビルの協議を行う予定にしております。

- 15番（平野文活君） これも、では年度内にはほぼ姿が見えるということでしょうか。

- 自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

年度内には、何カ所か避難ビルの指定を行っていきたいと考えております。

- 15番（平野文活君） もう一つ、住民への伝達手段。これはどう考えていますか。

- 自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

防災情報をいち早く市民に周知する方法として、現在検討しております同報系の無線設置につきまして、さきの11月に先進地を視察し、現在、今後の方向性について関係課と協議を行っている段階であります。

- 15番（平野文活君） 同報系というのは、まちにたくさんのスピーカーを設置して危険を周知する、そういうふうなシステムだと思いますが、風向きによって聞こえなかったりというようなことも、私も塩竈にボランティアに行ったのですが、そういう話も聞きました。国の方針では多様な手段が必要だということも強調されておりました。そこら辺もぜひ検討していただきたいと思っております。

そういうことを含む全体的な地域防災計画の見直しですね。これはどういうスケジュールでなっておりますか。

- 自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

地域防災計画の見直しにつきましては、12月中に示される県の素案をもとに、県の地域防災計画再検討委員会の中で見直し事項を協議しながら、本市の防災計画の素案を今年度中にまとめる予定にしております。また、さきの防災対策につきましては、来年1月開催予定の行財政・議会改革等推進特別委員会において具体的な事業内容と進捗状況などを御説明いたしたいと考えております。

- 15番（平野文活君） 特に海岸線で、いかに大津波の際命を守るかというソフト面での対策、当然これにはハード面の避難路の整備とか伴うわけですが、そういう問題を

含む防災計画の見直しは、ほぼ年度内には姿が見えるという答弁でありました。ぜひ、これは危機管理室だけの問題ではない、いろんな方面にかかわる問題でありますので、冒頭言いましたように、政府の各省庁が一斉にこの問題に取り組んでいますので、それぞれのところで、教育委員会初めチェックしていただいて行政に取り入れていただきたいというふうに再度お願いをいたします。

続いて、原子力事故の問題について質問をいたします。

これについても、私はこの国のレクチャーを受けて非常に驚いたのですよ。何に驚いたかといいますと、原子力安全委員会とか保安院の方が見えていまして、これまで国はこういう考えでやってきましたとあって、分厚い、これは「原子力施設等の防災対策について」という、これだけの冊子をいただきまして、これを読み上げる形で、間違っていたと、国の考え方が。そういうことを率直に言った。非常にびっくりしましたね。当然のことなのですけれどもね。こういうふうに言ったのですよ、これまでの計画にはこう書いておる。E P Zという、原子力の施設のすぐそばの地域で原子力事故を想定した防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲というのをE P Zという概念で言っているのですが、これまで10キロ以内というふうに設定した。それについて、それを正当化するような表現なのですが、これまでの防災計画には次のように書いていた。E P Zの目安、これは約10キロですね、これは十分に安全対策が講じられている原子力施設を対象に、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定して、さらに十分な余裕を持って示している。だから、ましてやその10キロ外の範囲まではほとんど影響がないといいますが、この10キロ範囲だってほとんど現実には起こり得ないほどなのだ、そこまで想定した対策をつくったのだ、こう書いておるのですよ。こういう形で私たちはやってきた。

しかし、現実にはこれは全く間違っていたということを認識せざるを得ないということをや前置きにして、そして、新たな概念としてP P Zという概念。これはどういうものかと説明を受けたのですが、いわゆる放射性物質を含む雲とか空気団が、そのときどきの気象条件によって風に流されたりしますね。場合によっては雨になって落ちてくる。こういうことがあるのですが、それを「プルーム」と言うそうですよ。そのプルームが通過をするその地域では要警戒だというわけですね。今回もそういう事態があったのでしょうか。そういう範囲、P P Zという新たな概念を見せて、これをおおむね50キロというふうに設定した。この50キロになると大分県も入りますねというわけですよ。それに対する対策が必要ですねと、こう国の方は言いました。

別府市は、この50キロ圏内には入っていません。けれども、そういう危険性というのは大いにある、もし事故があった場合には。ですから、海流の状況とか気象の状況とかいうのが非常に関係するわけですが、この防災計画の見直しの中の一つのテーマではないかな、こういうふうに思います。

今までの答弁では、防災計画の見直しの中に、別府市としては原子力事故を想定した対策はつくれませんという答弁だったのですがね、どうでしょうか。この見直しの中で、年度内ということは非常に難しいかもしれんけれども、もうちょっと余裕を持ってでもこれについては一つのテーマとして検討するという、そういう考えはありますか。

○企画部参事(福田 茂君) お答えいたします。

県におきましては、現時点では大分県地域防災計画事故等災害対策編の中で放射性物質の保安対策にて対応していくこととしております。市の現在、地域防災計画におきましても、このようなどころで対応するようになっております。現在、国におきましては、原子力施設等の防災指針の改定が進められており、県からは新たな原子力事故対策が示されていない現状では、単独市町村でその対策は大変厳しいと考えております。しかし、議員御指摘のように、今後とも国及び県の動向を注視していくとともに、県からの情報収集に努

め、他市町村とも連携を図りながら、市の防災計画について対応してまいりたいと考えております。

- 15番（平野文活君） 国の新たな方針では、50キロ圏内にはそういう危険があるので、安定ヨウ素材の準備をすべきだということを書いているわけですよ。つまり甲状腺にたまる。それが特に子どもに影響があるということなのですが、がんの発生を引き起こす。こういう危険を防護するための対策ということでこういう新たな概念がわいた。国の動向、県の動向というのは当然見ておかなければいけませんけれども、国がここまで言うわけですから、私はやっぱり市としても独自の検討が必要だというふうに思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、原発の問題、自然エネルギーの問題は、もう省きたいと思います。

住宅リフォームの助成制度について。来年度予算に盛り込むことができるのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

- 商工課長（安達勤彦君） お答えいたします。

住宅リフォーム助成制度につきましては、まだ関係課と協議を重ねている状況でございます。また細部について詰めている状態でございます。

- 15番（平野文活君） 非常にまたあいまいな答弁であります。これは去年の3月に、選挙前に清末部長が、私はこれまでもずっと何回かこの問題を質問してきましたが、ようやくことし3月に積極的に制度の導入に向けて検討する、こういう答弁をされました。そしてまた、9月の前の議会では阿南副市長が、来年度に向けて頑張る、こういう答弁もいたしましたね。ところが今の答弁、何ですかね、まだ煮詰まっていませんというようでありました。財源も当初はこれ、どこのところも単費でやっているから、単費が当然かな、仕方ないかなと思っていましたが、今回の国のレクチャーの中でいわゆる財政、社会資本の整備総合交付金ですか、これが使えますよと。でも、これを使った市町村がこれだけありますよというような資料まで国からいただいて、そして課長にもこの資料をお渡ししております。ですから、単費でなくてもこういうお金も使えるということになっているわけですから、ぜひこれを来年度の中で実行してほしいというふうに思いますが、そういう御答弁はできませんか。阿南さん、どうですか。

- 副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

もう住宅リフォームにつきましては、本年3月28日に2団体から要望をいただいております。そういう部分でこの実行性といいますか、効果については、これまでも答えております。10倍から15倍の効果があるというふうに私どもは認識しております。今、議員さんから御意見をいただきましたので、そういう部分についても前向きに検討したいというふうに考えております。

- 15番（平野文活君） 実はこの10月の国のレクチャーを受ける前の日に、長野県上田市に行政視察に行かせていただきました。これまたびっくりしたのですよ、聞いて。これは去年の12月議会で、一般質問で市長が頑張らましよう、それこそ前向きに検討しますというような答弁をして、その議会が終わらないまま、最終日に補正予算を出したというのですね。そういう話を聞いて本当にびっくりしましたよ。そして、つまり昨年度と今年度と2年間で1億円の予算を組んで、昨年が1,000万円、もう12月から始めるようなことだからね、1,000万円。今年度が9,000万円、あわせて1億の予算を組んでやった。この1億のうちの3,000万円は、先ほど言った国の交付金を使った。その結果、1,101件の申し込みがあって12億2,100万円の工事が行われた。予算額の12倍ですね。そして地元業者345社に仕事が回った、こういう結果を聞きました。ですから、驚いたのは、12月議会の一般質問で答弁して、最終日に補正予算を出す。しかも国の予算を3,000万円ぱつと取ってきて今年度の当初予算には計上するというよう

な、非常に素早い対応、こういうこともやる気になったらできるのだなというふうに、私は非常に感心したのですよ。

それに引きかえというか、3月議会でやりますと言ったけれども、来年度予算、新年度予算でどの程度のことになるのか、ちょっとよくわからないような現状でしょう。ちょっとこれは市長、リーダーシップという点とか、本当に不況対策とかいう、そういうふうな点から見て、やっぱり上田市のこういうやり方も見習うべきではないかな、こう思います。ぜひそういういいところもありますので、頑張ってくださいたいということをお願いして、介護保険の問題に移ります。

時間がなくなりましたが、介護保険は第4期が終わって、来年度から第5期に入るのですね。その4期の決算をしてみたら、市が持っていた基金は2億4,700万円全部使ってしまった。そして、それでも足りないから、県の基金から3億1,000万円借りた、こういう……。そして何とか第4期のやり繰りをしたということですね。つまり、第4期の3年間を総括してみたら5億5,700万円の赤字になった、こういうことであります。したがって、県から借りているその3億1,000万円は、次の5期の3年間の間に返還しなければならんというようなこともあったりして、第5期の保険料は大幅に上がるのではないかと、値上げは避けられんというような、こういう今の状況にあるのですよ。来年の保険料というのはどうなるかということをお聞きしたいと思います。簡潔に御答弁ください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

第5期につきましては、現在、策定委員会の委員さんと協議を進めている状況の中で、まだ国から示された数値等がございませんので、今の段階では何とも答えようがございませんが、国が示していますとおり、大幅な値上げが予想されるということは確実だと思われれます。

○15番（平野文活君） しかし、その中でも負担をできるだけ軽減しようというような努力があるのでしょうか。それについてちょっと教えてください。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

いろんな形で軽減策等も考えております。今、市の方で国・県・市の拠出により設置をされております財政安定化基金の取り崩しが可能になるとされております。それから、負担能力に配慮したよりよい細かな設定ができるよう、非課税世帯の第3段階の保険料についても細分化が可能となる予定でございます。これについては、詳細はまだ決まっていますが、この介護保険法等の改正の趣旨を踏まえ、安定した保険財政の運営ができるよう、給付と負担の均衡を確保しつつ保険料の上昇をできるだけ抑え、それぞれの方の負担能力に応じた適切な保険料額を設定したいと考えております。また、それでも支払いが困難な方につきましては、別府市独自で定めております軽減制度の活用を促すなど、負担の軽減を図っていきたいと考えております。

○15番（平野文活君） 市が出している拠出金を取り崩すことができるということでもありますね。しかし、同時に国が出した分、県が出した分、こういうお金もあるのですよ。そういうお金も取り崩して各市の保険料をできるだけ値上げを抑えるという努力をしていただきたいと思います。

それから、この軽減制度の問題にも触れられましたが、これも非常に利用者が少ない。平成21年度でいうと81人しか利用できていない。それだけ条件が厳しいということですね。ですから、その条件も緩和して、納められない人がないようにしていただきたいというふうに思います。

さらには、一般会計からの繰り入れ、ある程度の繰り入れは避けられないのではないかとこのように思うのですよ。今の、もともとこういうサービスがあれば、あるいは国保みたいに医療費がかかれば保険料は上がりますよ、こういう仕組みに、もう国の仕組みになっ

ていますから、これは根本的に国の問題なのですが、市独自でできるだけこの矛盾が市民に及ばないような措置を、一般会計の繰り入れを含めて値上げ幅を低く抑えるという努力をぜひしていただきたいというふうに思います。

包括支援センターの改革が言われております。どういう改革をしようとしているか、簡単に述べていただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

今後も高齢者数及び単身高齢者世帯のさらなる増加が見込まれることから、介護、予防、医療、生活支援、住まいの五つの視点から、関係機関と連携した地域での見守りなど、可能な限り住みなれた地域において継続して生活できるよう、支援を一体的に行う地域包括ケアの必要性が高まってきております。この地域包括ケアシステムでは、関係機関それぞれ高齢者のニーズに応じて30分以内に駆けつけることができるようにすることを目指して、連携する関係機関の中心的な役割を担う重要な拠点として地域包括支援センターを位置づけています。

○15番（平野文活君） 施設整備の計画はどうか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えいたします。

施設の整備については、県の特別養護老人ホームの入所者、申し込み者に関する調査や事業者に対して実施しました施設整備に係る意向調査などを参考に、上昇が見込まれる保険料の影響を考慮し、第5期事業計画中に必要な整備を策定委員会の答申を踏まえて決定したいと考えております。

○7番（加藤信康君） 急に移ってきましたので……。順に沿って通告どおりいきたいですけれども、環境行政の部分だけ流れを3、1、2の順番に変えさせていただきたいと思います。

まず教育行政です。

平成20年8月27日に、大分県教育委員会から高校改革推進計画、後期再編整備計画が発表されまして、すでにもう3年経過しました。この間、県教委とどのような協議を行ってきたのか、お願いをいたします。

○教育総務課参事（重岡秀徳君） お答えします。

平成20年2月20日に、第1回の別府商業高等学校改革検討委員会が開催され、その7月には答申が出されました。その後、直ちに市長名、教育長名で青山高校、羽室台高校に別府商業高校を含めた3校による統合を検討するよう依頼したところでございます。その後、現在までに正式な協議だけでも12回にわたり県教委と話し合いを行っており、その間、別府市側の要望や県教委の考え方、法的な問題等について協議を行ってきたところでございます。

○7番（加藤信康君） 県教委の後期再編計画、別府市が県立移管される場合とそうでない場合、併記されていますけれども、別府市の方針の見通しについてお伺いいたします。

○教育総務課参事（重岡秀徳君） お答えします。

これまでの12回にわたる協議におきまして、別府市といたしましては、3校での統合を進めるよう依頼しているところでございます。現在は、3校が統合することを前提といたしまして、校地の取り扱いや工事の概要などの具体的な内容や日程、法的な課題等々について詰めの協議を行っているところでございます。統合校の開校が平成27年と示されておりますので、平成26年に入学した生徒が卒業する3年後の平成29年3月には、市立別府商業高校の最後の卒業生を送り出すこととなります。来年平成24年度に中学校に入学する生徒が、統合高校第1期生の対象者となります。当該の生徒・保護者の皆様方はもちろんのこと、多くの市民の皆様方が強い関心を持たれていらっしゃることでございますので、早急に県教委との協議をまとめ、できる限り早い時期に関係の皆様方はもちろんのこと、

市民の皆様にお知らせする必要がある、このように考えております。

- 7番（加藤信康君） 別商を含めた統合で事務的には進んでいるということで確認・理解をいたしました。別府市はお願いをするという側ですから、なかなか条件をつけてあしめてくれ、こうしてくれというのは難しいのでしょうかけれども、しかし、予定どおり統合されれば羽室台高校の跡地の問題、それから別商の土地がどういうふうにご利用されるか、市民の関心は極めて高いだろうと思いますし、これもまた時間がかかるだろうというふうに思います。また、今御答弁がありましたけれども、来年中学生になる子どもたちが、次の高校を選ぶときの一つの目安、今度変わるわけですよ。そういう意味では状況が変わるわけですから、この3年間で進路先を決定できる早い対応が望まれますが、いつごろに正式に発表できるのですかね。わかりますか。
- 教育総務課参事（重岡秀徳君） 先ほど申し上げましたように、現在、県教委と協議中ですので、具体的にいつというのは、まだなかなか言えない部分もあると思うのですが、先ほど申し上げましたように、子どもたち、保護者の皆様にもいろいろな影響がありますので、県教委の方にも再度、できるだけ早い段階で決定して、広く皆様にお知らせするようにお願いしていきたい、このように考えております。
- 7番（加藤信康君） 話がつき次第、近々のうちに出るというふうに期待をいたしたいと思います。

それでは、2番目の学校給食についてです。

前期市議会で行財政・議会改革特別委員会が、小学校の学校給食運営体制について、小学校の単独調理場ですね、調理員の配置1校1名、残りは非常勤で行う。そういうふうに切り込んだ指摘をして決議に盛り込みました。1年前ですね。これを受けて教育委員会としてどういう姿勢・方針で臨むのか。お願いいたします。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えをいたします。
議会の決議は大変重要・重大であると考えておりますし、教育委員会といたしましても、この件の協議を重ねてまいりました。子どもの食を支え、体と心を守るという大きな使命に基づきまして、安全・安心でおいしい給食を提供するためには、子どもの命に直接かわりを持つ給食業務上の職責の重みから、食育の原動力となる栄養士、調理員の正規職員の配置は重要であると考えております。加えて、近年増加している児童の食物アレルギーへの確かな対策ですとか、食育推進にかかわる責任所在等の観点からも、現時点、正規職員の複数の配置が必要ではないかと判断しております。

- 7番（加藤信康君） さきの9月議会でも、教育長から同様の御発言をいただきました。議会を含めて外部からその指摘を取り入れるとすれば、どこまで可能であるかというのを、やっぱり責任を持つ執行部の皆さん方が考えていかなければならないと思います、決定していかなければならない。今アレルギー対策も出ました。いろんなアレルギーがだんだん出てきています。特に小学生、子どもの成長過程、結局、自己判断がまだできない子どもたちの対策というのは、大人がしていかなければならないと思います。中学校はもう個人の判断、家庭の判断に任せていますから、アレルギーの除去食をつくっていないというふうに思っていますから、保護者から大切な子どもを預かっている以上、責任を逃れることはできないというふうに思っていますので、しっかりとした議論のもとに、教育委員会がやっぱり腹を据えた筋を、姿勢を持つこと、これが大事だと思います。はっきりと示してください。それで早い段階での報告が欲しいと僕も思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、食育を進めていくために当然そこに人が必要になってくるわけですが、だれが、どのように行っていくのか、再度お聞きをしたいのですが。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

食に関する指導については、栄養士、調理員、栄養教諭といった3者で食育推進の計画を立てて、実践的な取り組みを行っております。栄養士、調理員においては、毎日の給食が生きた教材なのだと活用した食育活動を行っておりますし、栄養教諭につきましては、校内外、年間14回の研修をして、食に関する指導目標、六つございまして、それに関連させて毎月、毎週学級に入って児童への直接的な具体的な指導も行っております。

- 7番（加藤信康君） 実際の現場は栄養教諭それから給食担当の先生、栄養士、調理員、この連携のもとに進めていくわけだと思うのですが、県の栄養士の配置も別府市はたった1人なのですね。あわせて現状、別府市が補っている栄養士も、現在4人が正規職員、残り5人はいまだに非常勤です。これで済ませているのですね。教育委員会がそこで目的に向かっていくときに職員の配置、これは当然人事当局、採用も含めてですけれども、しっかりとした考え方を持っていくべきだと思います。食育は当然ですけれども、アレルギーの個別対応がどんどんふえてきますから、教育委員会としてはこういう意志で臨みます。そして、必要な人員は人事当局に求めてまいります。しかし、厳しい財政を全く無視するというわけにはいきませんから、現状はここまで努力もしますし、維持をしていきます。そういう姿勢・方針をしっかり持つことが僕は必要だというふうに思います。右から言われたら「はあ、はあ」、左から言われたら「はあ、はあ」、うろろうろするというのはよくないのですね。教育委員会がその姿勢を示すということが大事だと思うのですが、教育長、いいですかね。さっきの回答をそういうふうに僕は受けとめているのです。その腹を持って進めていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ。食育の一環として、中央小学校で自校炊飯を始めました。その検証を含めてどうなっていますか。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えをいたします。

現在、中央小学校より試行調査した最終報告を受けまして、その成果と課題、ランニングコスト等の経費につきまして問題点を検証いたしております。今後の方向性を教育委員会といたしまして、よりしっかりと判断しなくてはならないと考えているところが現状でございます。

- 7番（加藤信康君） これも一緒です。やっぱり教育委員会が必要と思えば、こういう方向で持っていくのだという方針をしっかり持つ、これが大事だと思います。いろいろ現状ハードルは高いでしょう。それを今すぐは無理だけれども、将来的にはこう乗り越えていくのだ、その目的にしたがっていきます、そういう腹を持つことが、やっぱり教育委員会の姿勢として大事ではないかなというふうに思いますので、しっかりと検討をお願いしたいと思います。

三つ目です。図書館の充実です。

南部地区の図書館の建設が、ほとんど白紙になりまして、新館の建てかえは手詰まり状態なのですけれども、しかし、図書館を充実させていくことは当然必要なのですが、教育委員会としてはどういうふうにお考えでしょうか。

- 生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

現在の図書館を充実させていくためには、施設面では蔵書スペース、それから閲覧のスペースの拡充、駐車場の確保といった三つの大きな課題がございます。

まず、蔵書スペース、閲覧スペースの問題ですが、現在図書館は、南部振興開発ビル公共棟の2階部分を使用しておりますが、3階、4階部分は教育委員会所管のふれあい広場サザンクロスとなっております。この教育委員会所管の2階から4階までのスペース配分の見直し、それから本年度末をもって土地信託契約の期間が満了いたしますことから、現在南部出張所が使用しております1階のスペースをどの程度図書館に転用できるかについて、現在関係各課と協議を行っております。協議が整い次第、公共棟の中で図書館として

利用できるスペースが確定すれば、現在の2階のレイアウトの変更を含めまして、まず基本構想を策定したいと考えております。

次に駐車場の問題でございます。駐車場につきましては、現在公共棟1階の東側部分を使用しておりますが、絶対数が不足している状況でございます。このため近隣の駐車場の借り上げで対応できないか、現在検討しておりますし、信託契約の期間満了後、敷地内で駐車場に転用できるスペースがないかなどにつきましても、関係各課と協議中でございます。

また、昨日、一般質問で18番議員さんから御提案のありました駐車場用地の件につきましても、検討してまいりたいと考えております。

それから、図書館サービスの面でございますが、少しでも図書館と市民の距離を近づけるためには、借りやすい、そして返しやすい環境の整備についても検討が必要と考えております。今年度、児童館における貸し出し文庫を創設いたしました。今後インターネット予約の導入、それからブックポストの設置、移動図書館車のコースの見直し、祝日開館等についても検討してまいりたいと考えております。

- 7番（加藤信康君） 建てかえと図書館の充実は、やっぱり切り離して考えるべきだと思います。どこに建ったとしても、使いやすい図書館をつくっていく。市民が利用しやすいということが第一だというふうに思います。

僕も出張等に行くたび、いろんな図書館に行ってきます。市町村合併が終わった後で、昔の町にあった各図書館が分館になったりして、かなり分館方式というものがふえてきています。それから、隣の大分市は、各地区の公民館で予約をし、そこに本を取りに行き、そこに返すことができる、こういうサービスもしていますし、いろんな著名な作家を呼んでのサイン会なり勉強会をやっているところもあります。いろんな情報を仕入れてやっぱり市民ができるだけ使いやすい図書館の方に向けていただきたいと思います。

それと、子ども図書館です。子ども図書館はどうあるべきかというの、教育委員会の中でもやっぱり位置づけをはっきりすべきかなと思います。今、民間で施設がありますよね。こういうところとの連携も含めて、本当、可能であればやっぱりやっていくべきだということをぜひ検討いただけたらなと思います。ありがとうございました。

次に、では学習障害の現状と取り組みについてです。

平成19年4月に学校教育法の改正によりまして、特別支援教育が法的に義務づけられたということで、通常の学級におきまして特別な支援を必要とする生徒・児童、すなわちLD、学習障害ですね、それとかADHD、多動性障害とか注意欠陥などが上げられますけれども、その状況、支援の現状をお伺いしたいと思います。

- 学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

通常の学級におきまして、学習障害など特別な支援を必要とする児童・生徒の割合でございますが、平成14年度に文部科学省によって実施されました調査では、約6.3%という結果が出ております。また、平成22年度に大分県教育委員会が行いました同質の調査によりますと、別府市の小学校ではその割合はやや下回るものの、中学校ではほぼ同等の結果が出ております。

次に、支援の現状でございますが、別府市教育委員会では、東山幼・小・中学校を除くすべての幼・小・中学校に対しまして、別府市学校いきいきプラン事業により23名、国の緊急雇用創出事業を活用しました保育並びに学習支援サポーター事業により29名、特別支援教育専任教員といたしまして8名、計60名の人員を各校・園に1名から3名を配置しております。また、すべての学校ではございませんが、大分県から児童・生徒支援加配教員が、小学校に5名、中学校に4名配置されており、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に、よりきめ細やかな支援ができるよう取り組んでいるところでございます。

○7番（加藤信康君） 国の緊急雇用創出事業で配置しています保育支援サポーター、それから学習支援サポーター、必要だという判断のもとに配置をしたわけですが、これまでの効果と今後の課題についてお伺いをいたしたいと思います。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えをいたします。

保育支援サポーターや学習支援サポーターを配置している最大の効果といたしましては、その子自身の心の安定や身の安全が守られ、また、その子の集団からの孤立を防ぎ、同時に周囲の子どもたちの学習も保障されていることが上げられます。

特別な支援が必要な子どもの対応でございますが、例えば先生の指示を言葉では十分理解できなかつたり、学習内容が十分理解できなかつたり、また、興味のあるものが目にとまりますと状況の判断ができなくなつたり、また、自分に対する人の目を極端に気にしたりなど、さまざまでございます。このような状況になったときに、その子どもたちは何らかの変化を見せるものですが、支援者がそばにいた場合はちょっと声をかけたり、困っていることを取り除いてあげたり、また手伝ってあげたり、手を握ってあげたりすることで落ちつかせております。また、何らかの理由でパニックになり教室を飛び出したり、集団行動への参加を拒否したりする場合は、すぐにそばに行き、まずその子どもの心を落ち着かせた後、もとの居場所や集団に戻すよう支援しております。

このようにサポーターの仕事は、学校を子どもたちにとって安心・安全な場所にするため、とても重要な役割を担っていると考えております。しかしながら、特別な支援を必要とする子どもたちの割合からすれば、支援員やサポーターの支援体制は、まだまだ十分整っているとは言えません。今後はこのような支援体制をさらに充実させ、より多くの子どもたちにきめ細やかな支援ができるようにすることが課題であると考えております。

○7番（加藤信康君） まだ十分でないということなのですね。そういう十分でないという現状がある中で、この緊急雇用事業はもう今年度で終わりなのですが、人的支援も含めて来年度からどういう姿勢で臨むつもりでございますか。

○学校教育課長（高橋祐二君） お答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、現在の支援体制は決して十分でないものと認識しておりますので、教育委員会といたしましては、別府市学校いきいきプラン支援員の増員という方向で関係各課と協議を重ね、支援員の確保に努めてまいりたいと考えておりますし、また、県に対しましても児童・生徒支援加配、特別加配等の増員配置に向け強く働きかけてまいりたいと考えております。また、教員及び支援員に対しましては、専門的で実践的な研修を計画的に行い、より効果的な支援に結びつけたいと考えております。

○7番（加藤信康君） 来年度よりその支援員が減るなんていうことは当然考えられないだろうというふうに思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

教員も休職者がふえ、そしてまた議案質疑でも言いましたけれども、育児休業を取る先生もおり、兼務のまた兼務なのですね。極めて厳しい勤務実態、昼休みも取れないという実際、そういう現状があるわけです。そういう中でこのやっぱり人的支援というのしかないのですよね。1人の子どもに1人ついていかざるを得ない。しかし、先ほど言いました率から言うと、1人見ておったら1人が見られない程度しかまだ配置がされていない。そういう意味では、さらにまたその人的な支援を本気で考えていただきたいと思っておりますし、あと、大分県にはLD親の会と言われる保護者の会がまだできていないというふうに聞いています。早い段階でできてほしいなと思うのですが、保護者との日常的な連携、それなくしての支援効果というのですか、出てこないだろうと思っておりますし、文科省からの通知の中でもやっぱり保護者との連携をじっくりやっていきなさいよというふうに示されていると思っておりますから、ぜひとも教育委員会としての十分な相談をしやすい体制づくりをお願いして、次の項目にいききたいと思います。

それでは、環境行政です。まず、先ほど言いました家庭ごみの収集委託について先にお願ひいたします。

家庭系の可燃物収集運搬業務、4年に1度の入札が行われます。これまで何度もこの質問をして、指摘をしてきているのですけれども、本当に今の入札方法でいいのかという気がします。実際入札率70%に行き届かない。委託業務は建設工事と違ひまして、法律があるわけではないのですけれども、縛りがありませんね、下限がない。コンピューターの委託と一緒にゼロ円、そういうことはないでしょうけれども、ゼロ円はないですね、1円。そういうことはないでしょうけれども、この仕事を取るためにやっぱりダンピング、たたき合いが起りやすいなという気がします。結果、そのあおりを食うのは従業員、そこで働く労働者というふうに思うのですけれども、市の固有の業務を民間に委託しているわけですから、これを途中で投げ出してくれても困りますし、いいかげんな仕事も困ります。各業者のそういう運営実態、モニタリングを行って、例えば受託業者の従業員の待遇まで監視をする必要があるだろうと僕は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

受託業者へのモニタリングの実施ということでございますが、家庭系の可燃物収集運搬委託業務の受託業者に対しましては、業務仕様書の中で労働基準法、それから労働安全衛生法及び関係法令の定めるところにより、従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について適正に実施しなければならないこと、それから、加入が義務づけられている各種保険、労災、それから社会保険、雇用保険等につきましては、従事者を加入させることという規定をしております。

今後、各種保険加入状況につきましては、当課の方で確認を行っていきたいと考えております。

また、業務委託契約書の中で、必要と認めるときは受託業者に対して委託業務の処理状況について調査または報告を求められることができるとの規定をしております。必要に応じた対応ができるよう、今後努めてまいりたいと考えております。

○7番（加藤信康君） 契約上そういうふうにかかれていいる。書類でのチェックはできるだろうと思うのですけれども、実際これまでモニタリングと言われるほどのことはしてないのではないかなというふうに思ひます。モニタリングの方法にもいろいろあるのですけれども、当然収集業務をどういいう収集をやっているかとか業務自体について、随時指導を行っているだろうと思ひますが、一番心配するのは従業員の状況なのです。社会保険なり保険加入は、書類等を確認すればできますけれども、労働環境が悪ければやっぱり次から次にやめていきます、入れかわっていくのですよね。逆に、それによって事故等が起りやすくなってくる。労働安全衛生法も、これは強制法です。ちゃんとした休憩所なり事前の研修なりをやっていかなければならないはずなのですけれども、チェックは僕はできると思うのですね。社長から、場合によっては従業員からの聞き取り調査、場合によってはそういうところまでできますよと、最初の段階で契約の中にうたい込むことがあってもいいのではないかなというふうに思ひます。現在、受託業者の従業員がどういいう状況にあるぐらひは、当然担当課たる環境課が把握しておくべきだというふうに思ひます。それが、安定的に市の業務を遂行する担保になるだろうというふうに思ひます。

それから、入札のあり方です。

総合評価方式というのを契約検査で検討いただいていると思うのですけれども、もうほかの自治体では、数は多くないのですけれども、公契約条例、これを制定して、公の業務を遂行するに当たって最低賃金も含めて細かい規則・規定をつくっているところが、もうすでに出てきています。ぜひ別府市も公の業務、市の固有の業務を民間にお願いしている。仕事自体はやっぱり公的な仕事なのですから、安定的にやっぱり進めるためにもぜひそう

いうことも含めて検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、循環型社会形成推進地域計画と実施計画についてです。

地域計画は、広域圏と2市1町で策定をしていますけれども、平成26年度まで。広域圏の計画の中では6%のごみ減量を目標設定していますけれども、別府市の計画ではどういうふうになっておりますか。

○環境課参事（眞野義治君） お答えいたします。

広域圏事務組合が、平成19年1月に策定しております循環型社会形成推進計画では、別府市、杵築市、日出町の2市1町全体のごみの排出量を、平成10年対比で平成26年度までに6%削減するとされておりますが、本市におきましては、平成17年度から平成22年度までの6年間で約6,500トンのごみの排出量を削減しており、平成17年度対比率で約12%のごみの減量化を図っております。別府市のごみ減量目標値といたしましては、平成22年度に策定いたしました別府市総合計画内におきまして、市民1人当たりの1日のごみの排出量を平成20年度実績値1,103グラムから、平成27年度には1,013グラムとする目標値を定めており、この目標値に向かいまして、ごみの発生抑制と排出削減、資源のリサイクルの促進を図ってまいりたいと考えております。

○7番（加藤信康君） 別府市は、広域圏の目標よりも大幅に進んでいるということですから、この間の職員の皆さんの頑張りの結果だろうというふうに思います。特に僕はずっとかかわってきた部分もあるのですが、やっぱり現場の職員が実態を知っている職員だからこそ、ごみ減量化の企画、それから啓発の素案づくり、そして現場での指導に中心的に動いている。そういうことが効果をあらわしてきたのかなというふうに、僕は評価します。引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

それで、今度は分別収集計画です。

別府市の第6期の分別収集計画、昨年6月にできています。それまでの第5期計画との違いは何なのかを教えてください。

○環境課参事（眞野義治君） お答えいたします。

分別収集計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条の規定に基づき策定し、各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策、容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分等を定めており、別府市におきましても、平成22年6月に第6期別府市分別収集計画を作成いたしております。

平成19年6月に策定いたしました第5期分と比較しての変更点といたしましては、現状におきまして、その他プラスチック製容器包装の収集対象品目は、ペットボトルキャップのみでございますので、この実情に即し収集見込み量を算出したところでございます。

○7番（加藤信康君） 結局、その他プラスチック製容器包装の分別収集は行わないという計画に変わっているということなのですね。これまで分別収集を推進していくということでごみの減量化を進めてきたわけなのですが、それでは、別府市はこれからごみの減量化をどう進めるかというところに行き着くのですが、その前に、今度26年から新しい焼却場が動きます。当面15年間の契約で、だからといってこの前の広域議会でも言いましたけれども、15年で建てかえますというつもりはさらさらありませんわね。30年、場合によっては40年持たせていかなければなりません。そのためにも、やっぱりごみの減量化は絶対大切だというふうに思います。それが新しい炉を長持ちさせる秘訣だと、僕は思います。

別府市が、これから家庭系・事業系ごみを含めてどのような指導・取り組みを進めていこうと考えておられるのか、お願いいたします。

○生活環境部長（永井正之君） お答えをさせていただきます。

ごみの減量化でございます。先ほど担当参事がお答えをさせていただきました。順調に現在の減量化は進んでいます。ですから、現在の取り組みをこのまま確実に進めていきたいというのが一つございます。

それから、市民の皆さんのこれは御協力、これが一番大事でございます。7番議員も覚えていらっしゃると思いますけれども、平成9年に指定ごみ袋制度を導入させていただきました。そして、平成10年に瓶・缶・ペットボトルの回収を始めました。そのときにいろんな意味で市民の皆さんのごみに対する意識というものが高く、いま一度原点にうち返って、ちょうど私もそのときに担当させていただいてございましたので、再度、先ほど議員さんの評価をいただきましたけれども、約70名のごみに精通した職員がおります。こういう職員と一緒に市民の啓発に努めて進めていきたいというふうに思っています。

それから、廃プラの件などですが、これは当然広域圏事務局との連携もでございます。また2市1町との取り組みもでございますので、現時点、当面これは整合性を図るという意味で、別府市としては取り組みを少しおくらせる形で進めたいというふうに思っております。御理解をよろしくお願い申し上げます。

- 7番（加藤信康君） 少しおくらせる、当面燃やすということですね。さきの広域議会でも質問しましたけれども、やっぱり家庭系ごみの分別収集、これまで一生懸命やってきて、もう残り細かい部分までなってきました。今ペットボトルのふた、極めてマニアックとはいいませんけれども、細かいところまでいったのですけれども、やっぱりこれからのやつは、事業系のごみだろうというふうに思います。前回の広域議会の中では広域圏事務局が、ちょうど大分市がその他プラスチック類の分別収集を始めたときに、向こうの事業系のごみがだあと広域圏の処分場に持ち込まれた。かなりチェックをしたのですね。大分市は直営ですから、すぐチェックできるのですけれども、別府市、広域圏は聞くところによると——この前聞いたのでけれども——指導、チェックはしますけれども、これせよ、あれせよと指導に強制力がない。それはやはり自治体が持っているのだというふうに言いました。そんなものなのかな。そうすると、やっぱり別府市が、2市1町、あと杵築と日出と広域圏、協力してこのチェックをしていかなければならないというふうに思うのです。焼却場ができるまであと2年ですね、2年半か。新聞にも出ましたから、ごみが野積みされたという状況がありました。この事業系ごみのチェックというのはものすごく大事なと、今僕は思っています。将来の新焼却場もここをちゃんと分別しチェックすることによってごみの減量化が図られ、炉が延命する。同時にあと2年半、もうとめられないですよ、あの炉は。またとまったら、もう広場いっぱい山積み。まだ解消できていませんから、そのためには不純物を含めて炉がとまるような物が入っておったら困る。そのチェックはやっぱり行政サイドがしていかなければならない。もし広域圏が強制力がないのであれば、2市1町、広域圏を含めてそれができる体制をやっぱりつくるべきだというふうに思います。ぜひともそれをお願いしたい。

大分市は、今事業系のごみの話ですけども、一般廃棄物ですよ。ところが、一般廃棄物の中はみなし産廃と言われるような、場合によっては何が入っているかわからない部分があるのですよね。同時に大分市は、みなし産廃は19年から受け入れませんと指導しているのですよね。そうすると、許可を出した業者は、別府市、大分市、両方許可を受けているところがありますから、こっちに持ってくる可能性だってあるだろうと。そういうチェックも含めてやっぱり別府市が一般廃棄物、事業系のごみをどうしていくのか、みなし産廃も含めてどう扱うのか、同時にチェックをどうしていくのか。これは単独でできないなら、今言った2市1町、広域圏事務組合でちゃんとした体制を組み、その都度行って指導していく。場合によっては強制的に指導していく必要があるだろうというふうに思い

ます。

それで、先ほどのこれからのごみ減量化をどうしていくか、もう一遍確認します。別府市は、その他プラスチック製容器包装、燃やすと言いましたけれども、今後、分別の事業系ごみも含めてどうしていくのかをもう一遍お願いいたします。

○生活環境部長（永井正之君） お答えをいたします。

まず、事業系のごみでございます。現在、広域圏事務局と2市1町で衛生担当者会議を開催してございます。この中で事業系のごみの減量化、再資源化、適正処理の手引き等を作成中でございます。それができ次第、事業者に対してごみの適正処分の責務、事業系のごみの区分、リサイクルも含めまして指針を明確にし、広域圏事務局等と連携を図りながら指導に取り組んでいきたいなというふうに思っています。

それから、ごみの減量化ということですが、先ほど答弁をいたしましたけれども、中を分析すると、まだまだやはり問題点があります。可燃ごみは順調に確実に減っているのですけれども、不燃ごみにつきましては横ばい状態、また資源につきましてもペットボトル、それから缶類なんかは順調に伸びているのですけれども、瓶類関係は逆に減っている。こういった細々した分析の中から今後の課題もしっかり見えてくるだろうと思っておりますので、広域圏それから2市1町と連携を図りながら、事業系も含めた全体のごみ減量化に努めてまいりたいなというふうに思っております。

○7番（加藤信康君） 家庭系のごみも、今言った可燃物、不燃物。可燃物でも民間はもう始めていますけれども、白色トレだとか卵のパックだとかいろんな、もうここまで来ると個別にいくしかないのです。そして、それを売り出している業者、不燃物でいうと電池なら電池だけ、電気屋さん協力していただくとか、蛍光灯なら蛍光灯だけ電気さんと提携して、そこで集められるようにしていただくとか、そういうことを繰り返してやっぱごみは減量化されていこうと思しますので、この間の努力を引き続きお願いするとともに、今言いました事業系のごみ、ここを減らしていくしか僕はごみの減量化は進まないだろうと思えます。特に別府市はホテル業界、旅館とか多いですから、食糧残渣、いわば残飯類がものすごく多いだろうと思えます。これはどっちかといったら難しいですよ。一般廃棄物なのか産廃なのかと言われたら難しいのですけれども、僕は、やっぱり大きな気持ちを持って観光別府がごみを減らしていくという意味合いであれば、そういう処理をする中間処理施設も含めて将来考えるべきだと思います、コンポスト施設も含めて。受け入れるところをつくっていかないと、大量投棄をされたり不法投棄をされたりするというふうに思しますので、ぜひとも広域圏との連携、2市1町、別府市が特に主導権を握って進めていっていただきたいと思えます。

それでは、次に観光行政です。コンベンション誘致についてです。最初に質問だけだっどと流して、お答えをいただきたいと思えます。

別府市のコンベンション誘致活動の現状につきまして、まずお伺いいたします。別府市ですよ。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

ビーコンプラザでは、平成22年度に約44万人の方々に御利用いただきました。しかしながら、国際会議あるいは各種全国大会等の大規模なイベント等が、毎月のように開催されるような状況ではない現状もございまして、このような状況を少しでも改善するというような目的を持って、別府市におきましても、別府市コンベンション振興協議会を通じて大会補助金を交付し、大会開催の支援を行うという制度を活用するとともに、別府市の周辺環境をアピールしながら、さまざまな機会を利用いたしまして、誘致に向けた活動を行っております。

○7番（加藤信康君） それでは、コンベンションの中心になりますビーコンの管理者であ

りますコンベンションリンケージは、どんな体制で誘致活動を行っているのかをお伺いいたします。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

株式会社コンベンションリンケージは、本社、支店、営業所、全国指定管理受託施設等からの情報を集約いたしまして、その中で別府市での開催が可能である各種大会・イベント等に向け誘致活動を行っております。誘致活動は、実施団体の事業所先に応じまして、同社の本社、支店、営業所、ビーコン側では企画担当スタッフが誘致を実施しておりますが、その活動内容や結果を完全に把握できていない部分もあろうかと感じております。この点に関しましては、早急に同社と確認をとりたいと考えております。

○7番（加藤信康君） もう一つ、コンベンション誘致に伴いまして、観光協会ですね。観光協会との協力体制はどうなっていますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

別府市観光協会とは、誘致を図る上で観光客誘致、宣伝事業を展開する中で情報交換等、連携を密にしながら協力し、それぞれが実施いたしますお互いの各施策のさまざまな機会を活用しながら、誘致に向けた取り組みを行っております。

○7番（加藤信康君） 三つほど続けてお答えいただきました。お答えしていただくのはきれいな言葉で、本当に素晴らしいなというふうに感じるのですが、では、果たして本当にちゃんとできているのですかというのを、僕は疑問を感じます。

まず別府市ですね。僕は、そんなに営業活動、一般的で営業活動をしている職員が配置されているというふうに感じていません。

それから、コンベンションリンケージです。本社、営業部の支店、支社含めて別府市に誘致できるところを持ってきていますと言いますがけれども、全国でリンケージが受託を受けているところは18カ所で、本社、支店、本部とか入れても、それも8カ所。ここが、自分のところの企業を維持するために、どこがいいだろうかと振り分けて、決して別府市だけのためにやっているのではないのですね。ここがやっぱり指定管理に出した、民間の企業に出したところの弱さだろうと思います。確かにいろんな大型のコンサートとか引っ張ってきていただいています。別府市にとってもうれしいことなのですが、ただ指定管理者制度の中でその契約を見ますと、余りもうかり過ぎると別府市がもうかった分いただくことができるのですね、そういうふうになっているのですね。ですから、僕は、度が過ぎた営業活動というのは——度が過ぎたとは言えませんが——そこまで一生懸命になってするのかな。要は、ある程度もうかる範疇でうまく運営できるところでとまってしまうのではないかな。観光協会もそうです。果たして、それほどの営業活動をしているかな。

僕はあえてこうやって言っているのですけれども、コンベンションリンケージの方、それから観光協会の方、ぜひ私を、「何ばか言っておるのか。そんなことはない、ちゃんとしていますよ」というぐらいにしかっていただきたいぐらいにあります。やっぱり、そのくらいやってもらいたい。

いろんなところに出張に行ったたびに、観光協会とかコンベンションビューローに行きます。コンベンションビューローというのは、大体行政と観光協会等が一体となって誘致活動をしているところですよ。ところが、残念ながら別府市は、そのコンベンションビューローを解散しました。そして、指定管理者に出して、誘致と言われるのはばらばらに、コンベンション振興協議会があると言いましたがけれども、その活動も、それでは関東を中心にいろんな企業、業種のところに足を運んでやっているかという感じではありません。行った先、行った先で言われるのは、ここまで努力しているのか。2年後、3年後を目指して、まず人間関係をつくって、そして、3年後お願いしますよ、4年後お願いします

すよという、そこまでやらないと、やっぱりコンベンションの誘致は難しいということなのです。昔から別府はお湯がある、湯だけだというふうに言われています。施設がこれだけ整って宿泊所もいっぱいあって。たくさんあります。そして、世界に名だたるお湯がある。ただ待っているだけで、広報活動はちゃんとやっていると思います。いろんなところに出て行って、ティッシュ配りではないですけども、いろんなところをお願いします、お願いします。そのたびに動いている活動は耳にするのですけれども、そういう地道な活動が僕はやっぱり足りないのではないかなという気がしてなりません。ビューローがあれば、それがそこを中心にしてできるのでしょうかけれども、やっぱりその辺はぜひ考えていただきたいな、先々のために。でないと、日本全国やっぱり観光地を目指して誘致活動をやっていますから、ちょっと油断をすると乗りおくれちゃいますよという気がしてなりません。ただ海の底のアンコウみたいに電気をぶら下げておいて、近くに寄ってきた魚をばくつと食うだけでは僕はいけない、そういうふうに思っていますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

それでは、最後に商工行政です。イズミとの立地協定の件です。

僕は、中心市街地活性化事業というのは、なかなか苦手で、今回初めてお聞きしますが、昨日も18番議員が質問いたしまして、市長もお答えをいただきました。私も同感であります。あえて同じような質問をしませんけれども、感想を含めて述べますけれども、イズミ誘致もそうですし、2期計画もそうですけれども、やっぱりまちづくりの一つですよ。中心市街地をいかに活性化していくか。このまちづくりは、やっぱり市民福祉をいかに向上させていくか。今おる市民の人たちの懐をいかにふやしていくか、それが目的だと思うのです。

出直し市長選からもう5年。まだ意地張って、どっちが先だ、どっちが先だという状況の中でずっといるのですか。もう5年ですよ。放っておいたら10年になります。楠港跡地が13年間あのままであって、全然別府市民の福祉に効果をあらわさなかったということで市長が英断をし、できました。そして、ある程度協定書を結ぶ中で別府市の市民のために頑張っていこうということで出したのですけれども、これを5年も放っておいて、これから先もまだ先が見えないというのはよろしくない。現在生活をしている市民にとっては、いつできるかわからんようなものは、僕はもう頭がないと思います。早いスピードでどんどん回っているのですよ、世の中は、本当に今。きのう、市長が事務的にもう作業に入っているという御発言がありましたけれども、部長、先頭に立ってイズミとの折衝に当たるわけですけども、今がチャンスだと思います。市長もそういう意向があります。僕は、向こうも——イズミも——たぶんどうかしたいと思っていると思うのですよ。これを逃したら、今の市長の任期はあと3年ちょっと、僕はできないと思います。でも、この任期中にやっぱり市長が始末をするべき問題です。そういう意味では事務方、ぜひお願いしたい。当然出ていくときには、市長、トップが出て行って判断をお願いしたいと思います。

それで、これは中心市街地の件も一緒に入りますけれども、近鉄跡地の件もです。これも中心市街地活性化事業なのですけれども、これは本当、果たしてあそこに建つのですか。業者がつくると言っているものを建たんと言うのも、失礼は失礼なのですけれども、僕は、市の方から「もう結構です」というわけにもいかないというふうに思います。だから答弁を求めても難しいのでしょうかけれども、毎年フォローアップ計画をしていますね。この中心市街地活性化というのは来年度までですね、25年3月末までですよ。あと1年ちょっとの間に建たない計画を、まだ計画の中に入れておく意味はない。これは外せないのですかね。課長、どうですか。

○商工課長（安達勤彦君） お答えいたします。

この事業を計画から外すことは、不可能ではございません。ただ、国の認定を受けた中

心市街地活性化基本計画ですので、当然国の承認が必要になろうかと思えます。

そしてまた、きょう午前中に4番議員さんの御質問にも答弁させていただきましたけれども、この中心市街地活性化基本計画で三つの目標が設定されております。一つの事業を外すということになりますと、その目標設定が崩れることにもなりかねませんので、国としては、その際に新たな事業を求めてくるとか、そういうこともあるのではないかというふうに考えております。

- 7番(加藤信康君) 質問の中に出ました。高架下のダイエーが、来年の3月で撤退が決まったというふうに聞いています。近鉄跡地も、例えばマンションがもしできたとしても、僕は、駅裏のマンション等々ができたときに、どのくらいの率で売れるのかなという、事務局と話しする中でものすごく時間がかかった。たとえあそこができて、相当やっぱり時間がかかるかなという気もします。

あわせて、また大分のシネコン計画です。大分の中でもすごい競争になりますわね。僕は、わさだとかパークプレイスとかの映画館が、場合によっては縮小、場合によっては、もう大分に集約しますということだってあり得るかな。たとえ別府市にその箱、入れ物をつくって、ぜひ来てくださいと言ったとしても、その興行会社が入ってこないかもしれません。それだけ次から次に状況の変化がある中で、やっぱりこの中心市街地活性化のフォローアップを毎年しているわけですから、計画変更をしていくべきだというふうに思います。

それと、先ほど言いました一番大事なイズミとの関係です。一步前に踏み込むべき。昨日の18番議員と全く同感です。ぜひそのことを腹に据えていただいて、今後の早急な取り組みをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

- 議長(松川峰生君) お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時00分 散会